

全国こども政策主管課長会議

令和7年3月
こども家庭庁支援局
家庭福祉課 ひとり親家庭等支援室

《 目 次 》

| | |
|---|----|
| I. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化について | 3 |
| （資料1）令和7年度予算案の概要（こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援関係） | 32 |
| （資料2）令和5年度福祉資金貸付金の償還率について | 57 |
| （資料3）母子・父子自立支援員の設置状況 | 60 |
| （資料4）高等職業訓練促進給付金等事業における事務運営上の留意事項について | 61 |
| （資料5）地域こどもの生活支援強化事業・こどもの未来応援国民運動について | 63 |
| （参考資料） | 72 |

こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化について

(1) 令和7年度予算案等におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について (資料1参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、令和3年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は86.3%、父子世帯の就業率は88.1%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が前回調査(平成28年度)から改善しているものの、就業者のうち38.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は236万円、平均年間収入(母自身の収入)は272万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和7年3月※※日内閣府告示第※※号3月21日以降掲載予定)等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)により、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、これらの支援を多面的に強化することとしており、令和7年度予算案においては、「就業・自立支援」「養育費確保等支援」「相談支援」について事業内容を再編し支援内容を強化することとともに、児童扶養手当の拡充(所得限度額の引き上げ、多子加算の増額)のほか、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充、こども食堂や学び体験などの場を増やすこどもの生活支援の強化等の取組を着実に実施できるよう必要な予算を盛り込んでいるので、各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

令和7年度予算案における拡充内容は以下のとおりである。

- ① **ひとり親家庭等就業・自立支援事業(就業・自立支援パッケージ)**
個々の補助メニューごとに設けていた補助単価(上限額)を撤廃するとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。
- ② **離婚前後家庭支援事業(養育費確保等支援パッケージ)**
親子交流支援の対象年齢を15歳未満から18歳到達後の3月末まで

拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））等を新たに実施する。

③ **ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）**

伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充するとともに、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加する。

④ **ひとり親家庭住宅支援資金貸付**

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要なとなる資金を貸し付ける際の上限額（4万円→7万円）を拡充する。

⑤ **ひとり親家庭等日常生活支援事業**

離婚前から当該事業による支援が必要な者を支援対象に追加する。また、補助基準額を1自治体あたりでの算定から1か所あたりの算定に変更し、派遣手当の単価を増額する。

⑥ **こどもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）**

外国にルーツのある子どもや個別支援が必要な子どもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。

⑦ **地域こどもの生活支援強化事業**

多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける等の取組を通じ、支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、子どもに対する地域の支援体制を強化する。

令和6年補正予算における拡充内容は以下のとおりである。

① **民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業**

ひとり親家庭の職域拡大を図るとともに、就職先とのミスマッチによる早期離職を防ぐことを目的として、民間企業等との協働を通じた就業・定着までの支援を一体的に行う事業を試行的に実施する。

② ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。

③ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業

こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。

(2) 児童扶養手当について

(資料1参照)

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

① 令和7年度の手当額について

令和7年度の手当額については、令和6年平均の全国消費者物価指数が対前年比+2.7%となったことから、児童扶養手当法第5条の2の規定に基づく改定が行われるため、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、手当額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等による受給者への周知をお願いする。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドにより、毎年度改定している。

ア 本体月額

| | (令和6年度) | | (令和7年度) |
|------|----------|---|------------------|
| 全部支給 | 45,500円 | → | 46,690円(+1,190円) |
| 一部支給 | 45,490円 | → | 46,680円(+1,190円) |
| | ~10,740円 | | ~11,010円 ~+270円) |

イ 第2子以降加算月額

| | (令和6年度) | | (令和7年度) |
|------|---------|---|-----------------|
| 全部支給 | 10,750円 | → | 11,030円(+280円) |
| 一部支給 | 10,740円 | → | 11,020円(+280円) |
| | ~5,380円 | | ~5,520円 ~+140円) |

② 戸籍関係情報等に関するマイナンバー情報連携について

令和6年8月以降から順次本格運用を開始することとしている戸籍の情報連携について、児童扶養手当に関する事務においては現在試行運用期間としているところであるが、本格運用開始時期については、各自治体における試行運用の状況等を踏まえ、決定する予定としているので、ご了知願いたい。

また、認定請求、現況届及び一部支給停止の適用除外届に係る事実の審査に関する事務に係るマイナンバー情報連携について、受給資格者及び児童の医療保険の加入状況等を確認できるようにするため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条第81の項を改正する予定としているので、併せてご了知願いたい。なお、当該改正に係るデータ標準レイアウトの改訂は、令和8年6月を予定している。

③ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚等の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認の手続において、受給資格者がひとり親となるに当たって様々な事情があったことを踏まえ、個々の家庭に寄り添い、安心して相談できるよう配慮するとともに、受給資格者の生活実態の確認に際しては、以下の点を含め、受給資格者の負担軽減及びプライバシーの保護に十分配慮した事務運営を行うよう留意するとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。（「児童扶養手当の事務運営における留意事項について」（令和3年7月21日付け子家発0721第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知））

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、内閣府令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないこと。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・ 生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・ 持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求め

るもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・ 家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名（名称）・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・ 児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・ 相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・ 養育費の支払者である前夫又は前妻が1人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること
- ・ プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- ・ プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取り内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。

イ 児童扶養手当法第 29 条の規定に基づく調査の適正な実施について

児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意するとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。（「児童扶養手当の事務運営における調査の適切な実施について」（令和元年 9 月 30 日付け子家発 0930 第 2 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知））

- ・ 児童扶養手当法第 29 条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさ

せること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査が必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。

調査に当たっては、真に確認が必要であるか慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮して調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮して対応する必要がある。

なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第 14 条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。

④ 児童扶養手当の認定請求等を行う者を対象とした相談対応及び情報提供について

児童扶養手当法第 28 条の 2 においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしているほか、自立のために必要な支援を行うことができるとされており、ひとり親家庭に対して、子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが重要である。

また、児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（ひとり親家庭相談支援体制強化事業）している。

各自治体においては、対面による手続のほか、郵送等による手続を行うことは差し支えないが、同規定の趣旨及び現下のひとり親家庭の状況を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、養育費・親子交流相談支援センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

これらのいずれの対応に際しても、プライバシーの保護には十分配慮されるよう留意願いたい。

⑤ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、対面による手続のほか、郵送等による手続きを行うことは差し支えないが、引き続き、現況届の確認による不正受給防止に向けた取組に適切に対応されたい。

⑥ 児童扶養手当システムの標準化について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての自治体が、目標時期である令和7（2025）年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとされており、児童扶養手当システムについても基幹業務システムの1つとして位置づけられているところである。

今般、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、児童扶養手当システム標準化検討会や児童扶養手当システム標準仕様書【第3.0版】案に係る全国意見照会等を経て、「児童扶養手当システム標準仕様書【第3.0版】の策定について」（令和7年1月31日付けこ支家第38号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）をお示ししたところであり、運用に当たってご協力をお願いしたい。

⑦ 認定事務の取扱いについて

ア 共同養育をしている場合について

児童扶養手当は父母が婚姻を解消した児童を監護している方などを支給対象としており、婚姻解消後も当該児童が元配偶者と生計を同じくしている場合は、手当の支給対象とならないところ。

ただし、共同養育をしている場合でも、当該児童と元配偶者の生計が別であり、実態として申請者が当該児童を監護していることが確認できる場合などにおいてはこの限りではなく、手当の支給対象となる場合があるため、認定に当たっては、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

イ 生計同一の判断について

生計同一とは、消費生活上の家計が同一であることが一応の基準であり、原則として同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を別にする客観的な証明がある場合は、生計同一関係にないと考えられる。

例えば、住民票が分離していることや、同居人と別名義で公共料金を契約し、支払っていること、風呂・トイレ・台所などが別々で

あることなど、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

ウ 遺棄の起算日について

警察に捜索願が提出されている場合は、その受理日を遺棄の起算日として差し支えない。

⑧ その他、児童扶養手当の支給事務における留意事項について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けるよう留意されたい。

イ 児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法第7条の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、この認定の請求をした日（請求時点）については、市町村において、児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第1条に定められた添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であることとしている。

しかしながら、規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求を受理しないという誤った取扱が行われている事例が見受けられるので、請求時点の取扱について十分に注意し適切な事務処理をお願いしたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 令和7年度における貸付限度額について

令和7年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額については、以下のとおりとしている。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人： 3,470,000円 → 3,580,000円

団体： 5,220,000円 → 5,370,000円

・事業継続資金

個人・団体： 1,740,000円 → 1,790,000円

・就職支度資金（一般）

| | |
|---|---------------------------|
| | 105,000 円 → 110,000 円 |
| ・生活資金 | |
| 生活安定貸付期間（合計額）： | |
| | 2,592,000 円 → 2,736,000 円 |
| 医療または介護受けている期間： | |
| | 108,000 円→114,000 円 |
| 生活安定貸付期間（月額）： | 108,000 円→114,000 円 |
| 失業貸付期間： | 108,000 円→114,000 円 |
| 家計急変者に対する貸付： | |
| | 45,500 円 → 46,690 円 |
| 特別： | 74,000 円 → 76,000 円 |
| ・就学支度資金（国公立の大学、大学院、高等専門学校 または専修学校（専門課程）に限る。） | |
| | 420,000 円 → 430,000 円 |
| ・結婚資金 | |
| | 320,000 円 → 330,000 円 |

② 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。

このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていることをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予

を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等のこどもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合がありますとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査の受け付けや、面談回数の縮小、添付書類の省略等、可能な限り手続の簡素化等に配慮いただき、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付に当たっては、一部を除き経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立及び生活意欲の助長を期待し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

さらに、子を対象とした資金（修学資金等）については、ひとり親家庭等の親を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えることで、保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としている。また逆に、子を借主とし、ひとり親家庭等の親を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことも可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

④ 償還率の改善について

(資料2参照)

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度に、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、その結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な

取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

⑤ 運用益の特別会計への計上について

一部の自治体において、一般会計等の余裕金と合わせて運用して得た運用益を適切に貸付金の特別会計に配分せず、一般会計に配分している事例が見受けられると令和4年度に会計検査院より指摘があった。各自治体においては、他の資金等と併せて運用を行ったことにより運用益が得られた場合、本貸付の特別会計への適切な配分をお願いする。

(4) 相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化の推進と相談体制強化について

ひとり親家庭は様々な問題を複合的に抱えていることも多いため、個別のニーズに応じた相談や関係機関による重層的な支援を行う必要がある。一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れず、窓口体制が不十分であるため各種支援が十分に行き渡っていない現状もある。

このような課題に対応するため、令和7年度予算案においては、ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）として

- ・ 就業支援専門員の配置により、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備
- ・ 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築
- ・ 心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」の配置
- ・ 母子・父子自立支援員が弁護士や臨床心理士の支援を受けながら

相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援するほか、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加することを予定しているため、現在実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援強化事業についても、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

なお、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

② 地域の民間団体や母子生活支援施設の活用等による相談支援事業の強化について

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的なケースがある。

このため、ひとり親家庭等生活向上事業の相談支援事業において、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を実施している。

また、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、概ね3か月程度の施設利用による子育てや生活に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する経費の補助も行っている。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただくとともに、母子生活支援施設の機能を十分に活用し、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

③ 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上等について

(資料3参照)

ア 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把

握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

令和2年度より、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行っているところであり、さらに、令和3年度より、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、国庫補助金を活用いただき、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員への研修機会の確保及び専門性の向上に努めていただきたい。

イ 母子・父子自立支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度に実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっている。

それまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと認識しているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いする。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いする。

なお、これらの点について、令和2年度及び3年度の行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において、「子供の貧困・シングルペアレント問題」をテーマとして議論がなされ、「それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある」、「スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである」等の指摘を受けたところであり、各地方自治体におかれては、上記の趣旨を踏まえ、積極的な検討をお願いします。

また、処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

ウ 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村においては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やかに母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いします。

④ ひとり親家庭支援の手引き等について

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、自治体に配布したところである。また、平成30年12月26日付け事務連絡により、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、周知したところである。

さらに、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、母子・父子自立支援員等の支援者に求められる基本的な考え方や関係機関との連携のあり方等をまとめたハンドブックを作成しているところであり、各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用されたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット
- ・「ひとり親家庭支援のための相談対応事例集」
…現場での相談対応に苦慮した際の手がかりになる事例をまとめた事例集

なお、上記資料については、こども家庭庁ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。
(こども家庭庁ホームページ該当アドレス)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/>

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/chousa/suishinhosa/r05-02>

(5) 就業支援について

(資料1、4参照)

① ひとり親家庭等就業・自立支援事業(就業・自立支援パッケージ)

令和7年度より、都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けについては撤廃予定である。都道府県、指定都市、中核市についてはほぼ全ての自治体で事業が実施されているが、就業支援事業等

の事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

令和7年度より、個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃するとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加することを予定しているため、現在実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、これまで母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

① 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業について

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする給付金である。

自立支援教育訓練給付金については、令和6年度より支給割合を一部拡充し、専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）を受講する者が、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）することが可能となったため、事前相談時や対象講座の指定及び支給申請に関する手続の際など、その旨対象者に説明するとともにその手続に遺漏のないよう取り計らわれたい。また、その支給額については適切に算定の上、事業を実施されたい。

支給方法について、これまでの取扱いを一部改め、特に、経済的負担が大きいことが見込まれる専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）を受講する場合に6か月ごとの支給を可能としている（受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限る）ので、自治体の判断により、適宜実施されたい。

高等職業訓練促進給付金については、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこととしているが、他の給付制度等の利用について確認が不十分だったこと等により、受給

者から返還を要する事態や国庫補助金の再確定を要する事態が生じている。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、事前相談において職業訓練受講給付金等の利用がある場合には高等職業訓練促進給付金を受給できないことの説明を徹底する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いしたい。

また、高等職業訓練促進給付金の対象資格が拡大したことに伴い、幅広い層のひとり親家庭の親が高等職業訓練促進給付金を活用して就職等の際に有利となる資格の取得を検討することが可能となった一方で、修業期間中の生活、資格取得後の就業先や働き方のイメージが十分に出来ていない状態で養成機関での訓練を開始し、講座を修了できずに終える、もしくは講座は修了したものの要件に合う求人がなく、資格を活かした就職につながらない、といった事例が見受けられる。

各自治体におかれては、受講を開始する前の事前相談の実施を徹底することに加え、その際にひとり親家庭の親の現状（年齢、職務経験、こどもの年齢・人数、親族等のサポートの有無等）を把握するとともに、修業期間中の生活サイクルのシミュレーションや希望する就業先が地域の実情に合ったものになっているか等について、一緒に検討するなど、寄り添った相談対応に努められたい。特にひとり親家庭の親本人の持つ自立に向けた見通しが実現困難なものであると考えられる場合は、支援者の主観的な意見ではなく、客観的情報（地域の求人情報や業界の動向等）をもとに、当該親の自立と生活の安定に資する支援となるよう、高等職業訓練促進給付金以外の施策も含めた支援の提案を行う等効果的な実施に努めていただきたい。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

本貸付事業の手続に必要な契約書等については、印紙税法別表第一「課税物件表」1－3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めてお願いする。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切に取り扱われたい。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）は、母子家

庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑤ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからキまでの事業についてご承知置きいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤に、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、関係機関が一体となった就労支援を推進している。

各自治体におかれては、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」（平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）も参考としつつ、ハローワークに対し、就職支援が必要な児童扶養手当受給者に関する支援要請を積極的に行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化してい

ただくようお願いします。

また、平成 27 年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する 8 月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力いただくようお願いします。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て中の女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（令和 6 年度 206 箇所）を設置し、こども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て中の女性等の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いします。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いします。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、通常の訓練コースに加え、母子家庭の母等を対象として、①託児サービスを付加した職業訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」、③育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象とした e ラーニングコース、④通常より短い期間や時間の訓練コースなどを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。また、訓練ニーズに対応した訓練コースが不足している場合は、都道府県の訓練担当部署に情報提供

いただきたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための月 10 万円の給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや 1 日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースの他、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象とした e ラーニングコースなどを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの促進

ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールである。様々な事情を抱えるひとり親の方々においても、ジョブ・カードで職歴やスキルを棚卸ししたうえ、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けることで、自身のライフスタイルや能力に合わせたキャリアプランを立てることができるとともに、訓練や職務経験を通じて身につけたスキルについての情報を蓄積し、求職活動の際の応募書類としても活用できる。

令和 4 年 10 月からは、ジョブ・カードをオンラインで作成できるサイト「マイジョブ・カード」※1が稼働し、いつでもどこでもジョブ・カードが作成できるようになり、さらに令和 6 年から全国のハローワークや利便性の高い立地に「キャリア形成・リスクリング相談コーナー」※2を設置し、土日夜間やオンラインも含め、キャリアコンサルタントを受けられる体制を拡充し、時間に制約のあるひとり親の方々が利用しやすい環境が整備されたため、積極的な活用を図っていただきたい。

※1 マイジョブ・カード

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

※2 キャリア形成・リスクリング相談コーナー

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

また、ひとり親等の就職困難者を雇入れ、人材育成等を行う事業主に対して高額助成を行う制度として「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」があり、企業は、この助成メニューを活用することにより、雇入れたひとり親に対して訓練を受けさせ、資格取得（例えば、介護、保育関係の資格取得など）等をさせることも可能である。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは成長分野等人材確保・育成コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者へ転換等した場合に、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから原則1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。※2）及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※3）の3本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※4）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 特定一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の40%を支給。令和6年10月以降に開講する講座の場合は、これに加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の10%を追加で支給する。

※3 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を6か月ごとに支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給。訓練終了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%を追加で支給する。

※4 基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給（令和7年4月1日以降に受講を開始する場合の教育訓練支援給付金は、雇用保険の基本手当の日額の60%に相当する額）。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

（6）子育て・生活支援について

（資料1参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、仕事や家事など日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や地域での生活を総合的に支援するため、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつな

ぐ等の取組を進めることが重要である。各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人、母子生活支援施設等と連携し、ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

イ こどもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもや低所得子育て世帯等の子どもを対象に基本的な生活習慣の習得や学習支援を実施するこどもの生活・学習支援事業について、令和7年度予算案においては、外国にルーツのある子どもや個別支援が必要な子どもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるように拡充する予定である。

また、長期休暇の学習支援を行う自治体に対する補助費用の加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、大学等の受験料や模試費用の補助を行い、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもたちが、経済的な理由で進学をあきらめることがないように、学習サポートを通じて進学へのチャンレンジを後押ししており、本事業の積極的な活用をお願いする。なお、大学等受験料補助等については、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を活用している自治体についても、申請が可能としていることを申し添える。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭等(離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む)が、安心して子育てをしながら生活したり、修学・就労と両立することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、又はヘルパーの居宅等においてこどもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

令和7年度予算案においては、これまで1自治体あたりで算定していた補助基準額を1か所あたりで算定することとし、派遣手当の単価を増額する等の見直しを行っており、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

令和3年度より、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受

給者に対して、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を実施している。

令和7年度予算案においては、貸付上限額の上限を7万円に増額する見直しを行うこととしており、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進することにつながるよう、都道府県及び指定都市においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

本貸付事業の手続に必要な契約書については、印紙税法別表第一「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めてお願いする。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切に取り扱われたい。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けたこどもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

(7) 養育費の履行確保及び親子交流の適切な実施について

① 養育費確保・親子交流実施のための周知及び相談の実施について

養育費確保や親子交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取決めを促すことが重要であり、特に、離婚前段階から当事者へ周知・情報提供を行うことや当事者からの相談に応じることが重要である。

また、昨年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）」は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する民法等の規定を見直すものであり、その趣旨・内容について十分に周知・広報を行う必要がある。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や親子交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただいているところであるが、あわせて法務省が作成

した民法等改正法の周知用パンフレットや解説動画等もぜひご活用いただきたい。

(参考) 法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

② 養育費・親子交流相談支援センターの積極的な活用について

こども家庭庁においては、養育費・親子交流相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から電話やメールで相談に応じるとともに、養育費や親子交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。

また、養育費・親子交流相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費・親子交流相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や親子交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費・親子交流相談支援センターのホームページの URL を掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。なお、周知のためのパンフレット等については、自治体からの求めに応じて配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費・親子交流相談支援センターまでご連絡いただきたい。また、ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、ご活用していただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や親子交流の相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

(参考) 養育費等相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhisoudan.jp/>

③ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）について

令和7年度予算案においては、これまで母子家庭等就業・自立支援事業のメニューとなっていた養育費等支援事業・親子交流支援事業と離婚前後親支援事業を統合し、離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）として、離婚前の相談支援や親支援講座の開催から、離婚後の養育費履行確保支援や親子交流支援まで、離婚前後の一連の支援の経費への補助を行う予定である。

養育費の履行確保や親子交流の適切な実施のためには、離婚を考え

る父母に、養育費や親子交流の取決めの重要性について意識を高めてもらい、取決めに促していくことが重要である。離婚前段階からの相談支援や親支援講座を通じて、離婚を考える父母に対し、離婚後のこどもの養育について考える機会を提供するなど、ひとり親家庭のこども及びその家族の福祉の向上が図られるよう事業実施に努めていただくようお願いする。

なお、親支援講座については、法務省が令和5年度に実施した調査研究「離婚後の子の養育の在り方に関する調査研究」において、離婚に直面する当事者に向けて、離婚が親子に及ぼす心理的な影響や離婚に関連する法的知識（親子交流や養育費等）など有用な情報を分かりやすく提供するための動画が作成されているので、ぜひ参考にされたい。

（参考）離婚後の子の養育の在り方に関する調査研究

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00356.html

動画「知っておきたい離婚のこと～こどもと親のこれからのために」

<https://www.youtube.com/watch?v=271ypf5ULog>

さらに、令和7年度予算においては、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の費用補助を盛り込んでいるので、各自治体におかれては、相談者の状況やニーズに応じた多様な支援についても検討されたい。

また、親子交流支援事業については、令和7年度予算案において、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする予定である。

各自治体におかれては、離婚後の親子交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において親子交流に関する支援を行っている団体や個人（以下「親子交流支援団体等」という。）の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

なお、法務省民事局より、親子交流支援団体等が支援を提供するに当たり、一つの参考となるような指針が示され、法務省ホームページにおいて、掲載希望のあった親子交流支援団体等の一覧が公表されているため、親子交流支援事業を実施する場合や民間団体等に事業実施を委託する場合にはご参照いただくとともに、安全・安心な親子交流の実施の促進に努めていただくようお願いする。

（参考）法務省ホームページ

親子交流支援に関する参考指針について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00285.html

親子交流支援団体の一覧表

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html

各自治体におかれては、離婚前後家庭支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。また、地域の弁護士会と連携を図るなど、事業の積極的な実施をお願いする。なお、こども家庭庁のホームページにおいて、各自治体が養育費の履行確保等の取組として行っている事例をとりまとめた「養育費の履行確保等に関する取組事例集」を掲載しており、近日中に今年度分の事例を更新する予定であるので、ぜひご活用いただきたい。

(参考) こども家庭庁ホームページ

(ホーム>政策>ひとり親家庭等関係>

ひとり親家庭等への支援施策に関する取組)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/cecaa9e8/20240329_policies_hitori-oya_21.pdf

⑤ 養育費の算定表について

令和元年12月に、平成30年度司法研究(養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究)の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もともと、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

(参考) 裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

⑥ 養育費受領率の達成目標について

令和5年4月25日に内閣府、こども家庭庁、法務省の3府省庁連名で養育費受領率の達成目標を定めており、「2031(令和13)年に、全体の受領率(養育費の取決めの有無にかかわらず受領率)を40%と

し、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す」こととしている。各自治体におかれても、ひとり親家庭が養育費を受領できるよう、離婚前後家庭支援事業等により養育費の履行確保に積極的に取り組んでいただきたい。

(8) ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業

ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」では、ひとり親家庭の方が直接アクセスし、各自治体におけるひとり親家庭支援施策を検索することを可能としている。

また、自治体向けのページも作成しており、各事業の実施要綱等を掲載している。次年度においても必要に応じて更新することとしているため、適宜活用いただきたい。

(参考) ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」

<https://anata-no-sasae.jp/>

(9) こどもの貧困対策の推進について

(資料5参照)

① 地域こどもの生活支援強化事業について

生活に困窮する家庭の子どもなど、様々な困難を抱える支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援につなげるための居場所等を提供する事業として、令和5年度補正予算で「地域こどもの生活支援強化事業」を創設し、令和7年度より当初予算とする予定である。実施主体は都道府県又は市区町村であり、その補助金額や補助率は資料5のとおりである。

なお、「地域こどもの生活支援強化事業」は、母子家庭等対策総合支援事業の1つとして実施することとなるため、令和7年度スケジュール等も、総合支援事業全体の流れに即して行われる予定である。

② こどもの未来応援国民運動について

こどもの未来応援国民運動とは、子どもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官・公・民の連携協働プロジェクトである。

この取組の一つである、こどもの未来応援基金は、企業や個人からの寄付金を原資とし全国各地で支援活動を行う団体に支援金を交付するものであり、令和7年1月末時点で、累計約24億円(24億1,512万円)の寄付実績がある。また、支援団体数については、令和6年度支援分までで、のべ850団体への支援を決定し、全国各地の居場所づくりや様々な活動を支援している。

令和7年度の支援として、申請のあった460団体の事業の中から、

基金事業審査委員会での審査を経て、125 団体を採択することとなった。各自治体におかれては、来年度の支援団体を参照の上、各地域での取組の検討に活用されたい。

また、こどもの未来応援国民運動の一環として、NPO等の団体のニーズと企業や個人の資源をつなぐ、マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設している。同協議会では、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動を行っている。

【要求内容】

【令和7年度予算案】
1,939億円

【令和6年度予算】
(1,854億円)

(1) 「こども未来戦略」の着実な実施

- 「こども未来戦略」に基づく、児童扶養手当の拡充（所得限度額の引き上げ、多子加算の増額）、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充、こども食堂や学び体験などの場を増やすこどもの生活支援の強化等の取組について、着実に実施する。

(2) 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等

- ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。

<再編後の支援体系と拡充内容>

◇ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

◇離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

◇ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、同行支援やフォローアップなど伴走型の支援を強化し、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対する住居の借り上げ資金の貸付額の上限について、4万円から7万円に拡充する。
- 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。

(3) こどもの学習支援の強化

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する学習支援の場に、外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこども等への対応のため、必要に応じて個別支援員を配置するための費用を補助する。

(4) 民法等改正法の施行を見据えた支援の拡充等

- ・ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。【再掲】

- ・ 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。【再掲】

(5) こどもの貧困対策の強化

- ・ 多様な困難を抱えるこども達に対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。【再掲】

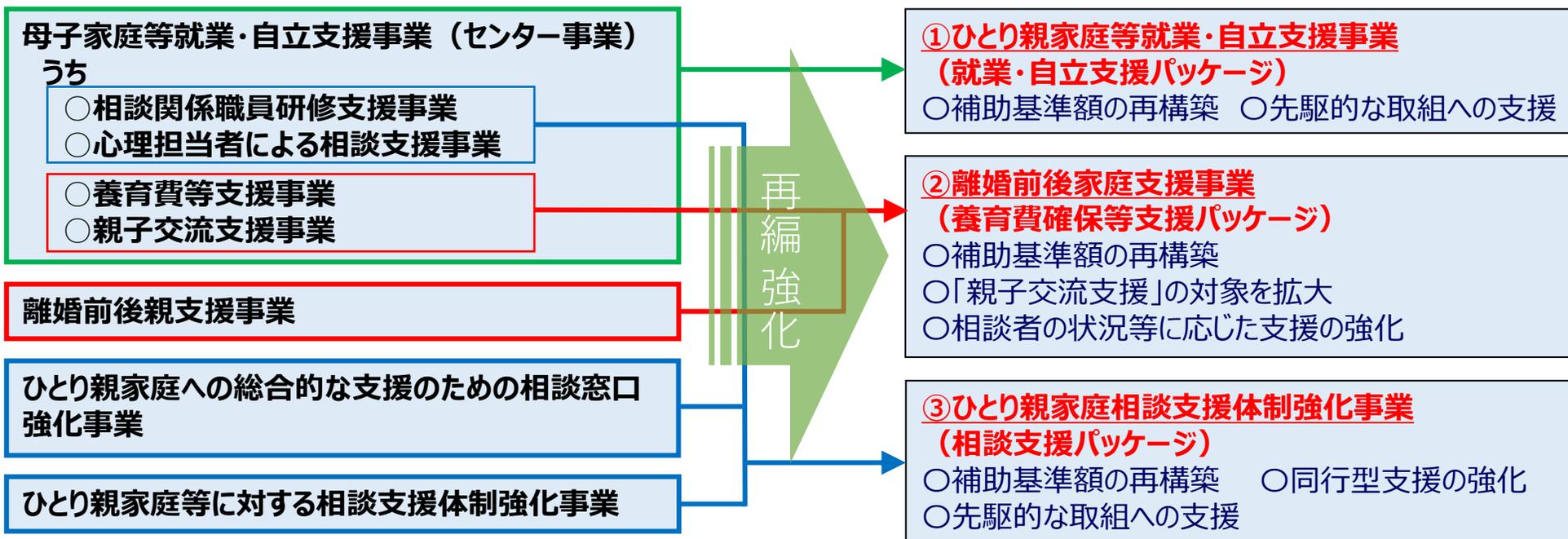
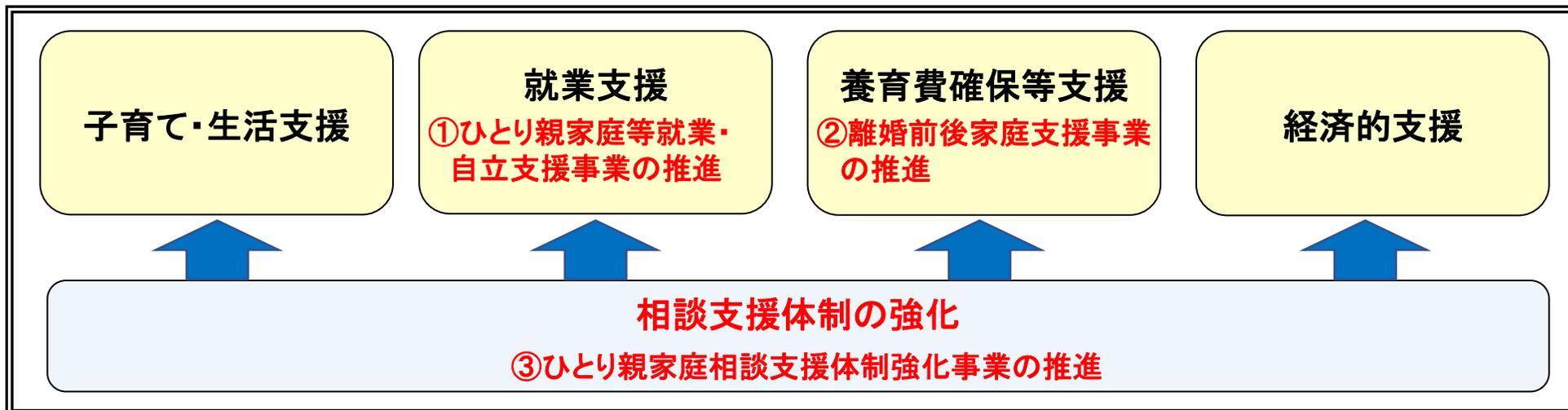
【主な内訳】

| | | |
|---------------------|---------|------------|
| ◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 | 180億円 | (163億円) |
| ◇ 児童扶養手当給付費負担金 | 1,530億円 | (1,493億円) |
| ◇ 養育費確保支援事業委託費 | 0.8億円 | (0.8億円) |
| ◇ 母子父子寡婦福祉貸付金 | 14億円 | (14億円) |

目次

| | |
|--|----|
| ● ひとり親家庭等に対する自立支援策の強化 | 4 |
| ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ） 拡充 | 5 |
| 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ） 拡充 | 6 |
| ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ） 拡充 | 7 |
| ● ひとり親家庭住宅支援資金貸付 拡充 | 8 |
| ● ひとり親家庭等日常生活支援事業 拡充 | 9 |
| ● こどもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭等生活向上事業) 拡充 | 10 |
| ● 地域こどもの生活支援強化事業 新規 | 11 |
| (参考) 令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業 | 12 |

○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

⑦先駆的な取組（新規）

- ・①～⑥のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村
※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所当たり **43,891千円（3事業以上実施の場合）**
30,000千円（2事業実施の場合）
15,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取り決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（1）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（2）親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（3）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
 - ・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
 - ・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
 - ・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助
 - ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑥ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑦ 親子交流支援 <<拡充>>
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑧ 先駆的な取組
①～⑦のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（4）相談者の状況やニーズに応じた支援<<拡充>>

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1自治体当たり

40,029千円（3事業以上実施の場合）
24,000千円（2事業実施の場合）
12,000千円（1事業実施の場合）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

事業の概要

【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

（1）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

（2）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（3）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（4）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

（5）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

（6）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

（7）同行型支援<拡充>

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

（8）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（9）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

（10）先駆的な取組（新規）

（1）～（9）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性の向上

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり

27,893千円（3事業以上実施の場合）

20,000千円（2事業実施の場合）

10,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**《拡充》**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- **ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）**が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



実施主体等

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

| | | | |
|---|---------------------|---------|---------------------|
| 1 | 活動費 1か所当たり | 4,306千円 | |
| 2 | 派遣手当分 1時間当たり | | |
| | ①子育て支援 | | ②生活援助 |
| | (深夜、早朝以外9:00~18:00) | 2,200円 | (深夜、早朝以外9:00~18:00) |
| | (深夜、早朝) | 2,750円 | 4,400円 |
| | (講習会会場) | 3,300円 | (深夜、早朝) |
| | (宿泊分) | 11,000円 | 5,500円 |
| | (移動時間) | 1,860円 | (移動時間) |
| | | | 1,860円 |

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

⑤個別学習支援員の配置<<拡充>>

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事務費 | 1事業所当たり 2,902千円 |
| (2) 事業費(集合型) | 1事業所当たり 4,960千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |
| (3) 事業費(派遣型) | 1回の訪問が1日の場合 11,020円(半日以内の場合 7,000円) |
| (4) 実施準備経費 | 1事業所当たり①改修費等 4,000千円 ②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費 | 1事業所当たり 832千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限

○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

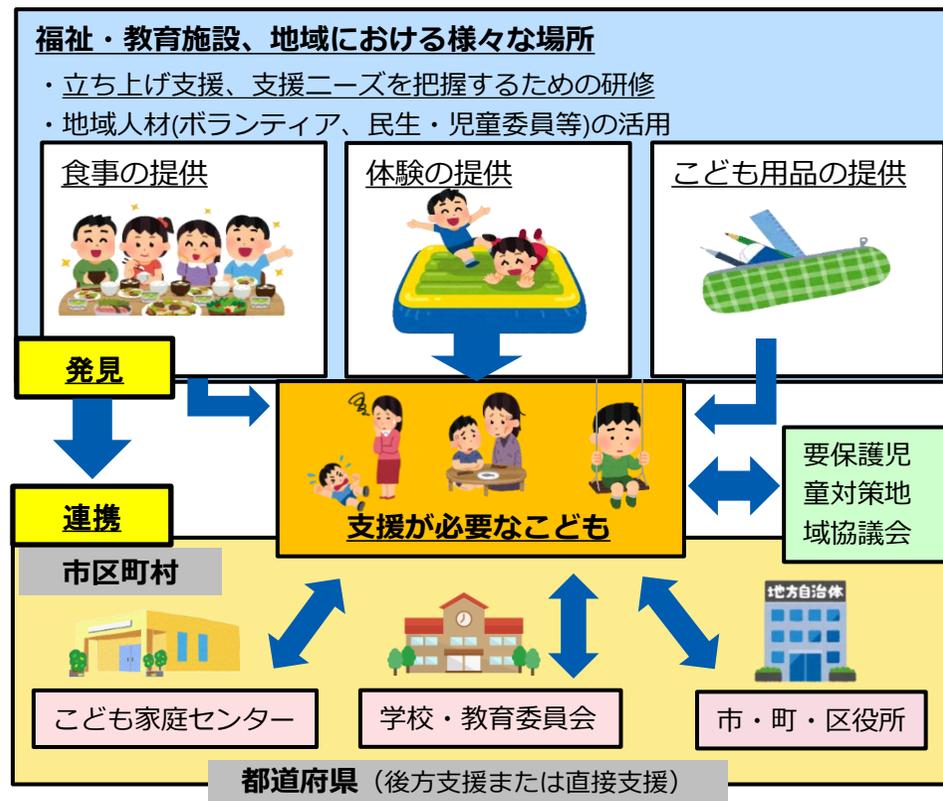
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

(参考資料) 令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業

<児童扶養手当給付費負担金> 令和7年度予算案 1,530億円 (1,493億円)

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和7年4月～（見込額））>

- 月額

| | | |
|-------------------|--|-----------------------|
| | ・全部支給：46,690円 | ・一部支給：46,680円～11,010円 |
| | ※令和6年度単価 全部支給：45,500円 一部支給：45,490円～10,740円 | |
| 加算額（児童2人目以降1人につき） | ・全部支給：11,030円 | ・一部支給：11,020円～5,520円 |
| | ※令和6年度単価 全部支給：10,750円 一部支給：10,740円～5,380円 | |

<所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）>

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 790,483人 ※令和6年3月（概数）

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

※令和6年11月分（令和7年1月支給）から実施

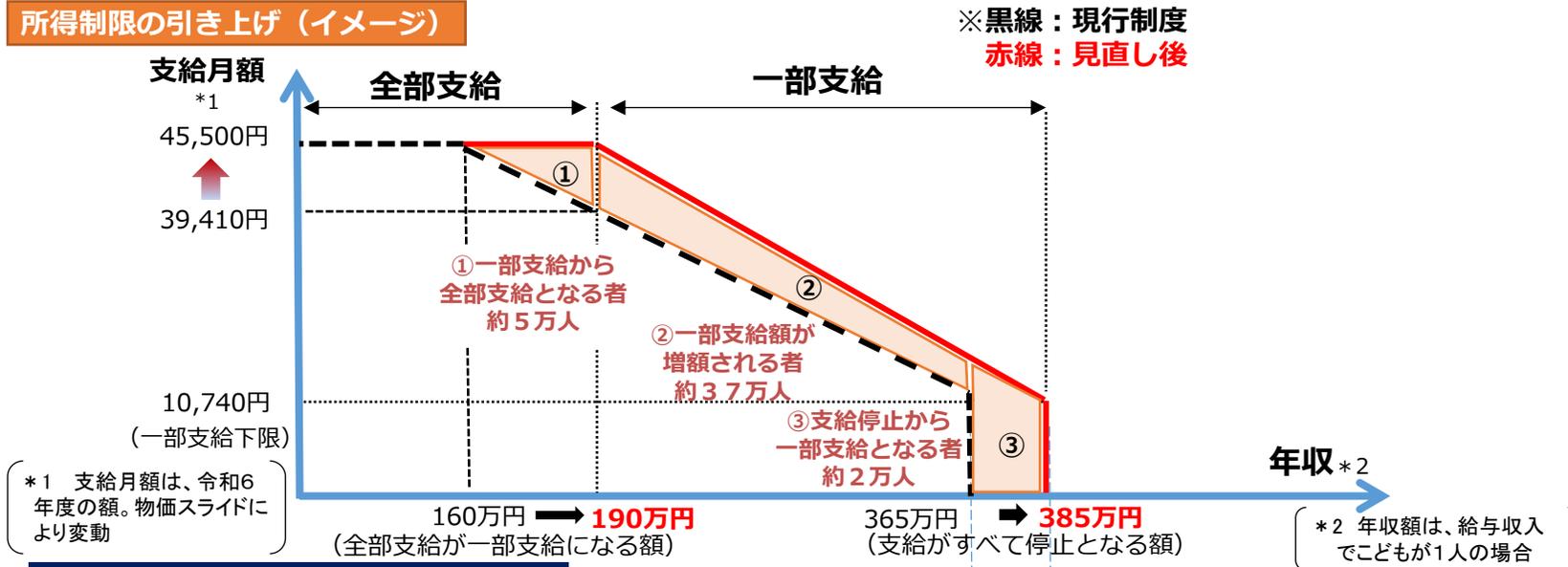
①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約43万人 令和7年度所要額：国費87億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

②多子加算の拡充（対象見込み者数：約10万人 令和7年度所要額：国費16億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,450円**）を第2子の加算（**10,750円**）と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動
- ・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(=児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ
図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめぐりに利用可能**にするなど自立の下支え

(注) 対象となる就労支援事業 ・ 自立支援プログラム ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業の概要

（1）相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

（2）家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

（3）学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。

（4）情報交換事業

ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

（5）ひとり親家庭地域生活支援事業（従来の「短期施設利用相談支援事業」）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

【補助基準額】 (1) 1自治体当たり最大 12,851千円

(2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額
4,630千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能
2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】 令和4年度支給件数 2,005件
就業実績 1,559件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 一般市等 | 合計 |
|-------|-------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 令和4年度 | 47か所 (100.0%)※ | 20か所 (100.0%) | 61か所 (98.4%) | 725か所 (92.9%) | 853か所 (93.8%) |

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 一般市等 | 合計 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 令和4年度 | 47か所 (100.0%)※ | 20か所 (100.0%) | 62か所 (100.0%) | 751か所 (96.3%) | 880か所 (96.8%) |

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和4年度総支給件数】 8,093件（全ての修学年次を合計）

【令和4年度資格取得者数】 2,929人（看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など）

【令和4年度就職者数】 2,149人（看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

＜対象講座＞

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

＜支給内容＞

（1）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（2）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【R4実施自治体数】 381自治体

【補助率】 国3／4、都道府県等1／4

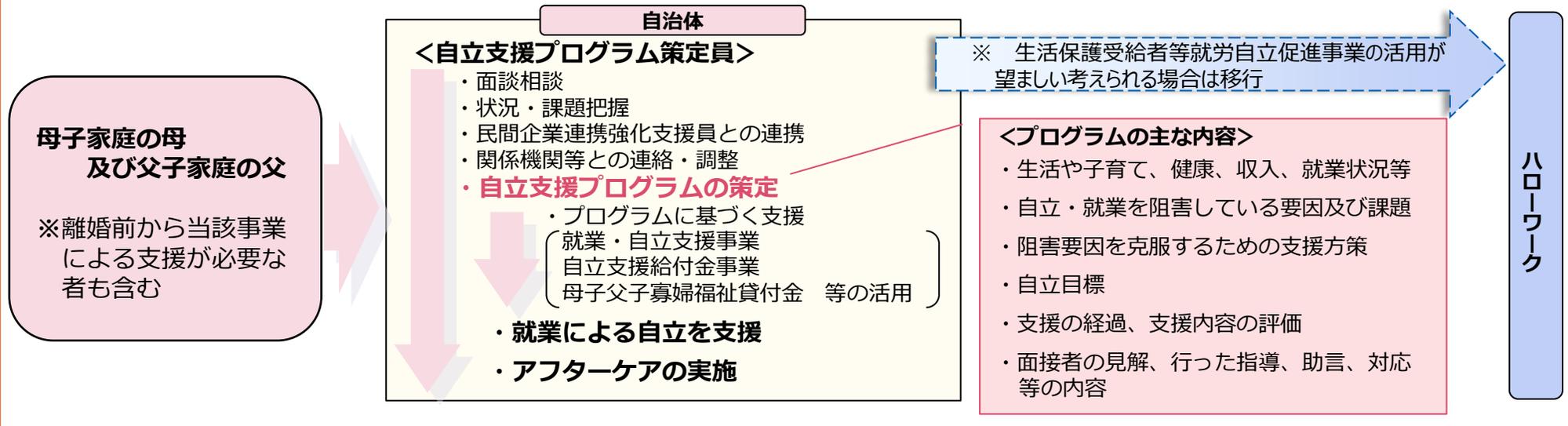
【R4支給実績】 事前相談：189人 支給者数：119人

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるように支援を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助基準額】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費
1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 一般市等 | 合計 |
|-------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 令和4年度 | 41か所 (87.2%) | 20か所 (100.0%) | 45か所 (72.6%) | 493か所 (63.2%) | 599か所 (65.9%) |

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

| | 策定件数 | 就業実績 |
|-------|--------|--------|
| 令和4年度 | 5,302件 | 3,409件 |

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ②の場合：定額（9／10相当） ※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入学準備金（貸付件数） | 1,542件 | 1,290件 | 1,166件 | 1,193件 | 1,077件 |
| 就職準備金（貸付件数） | 907件 | 889件 | 916件 | 915件 | 759件 |

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

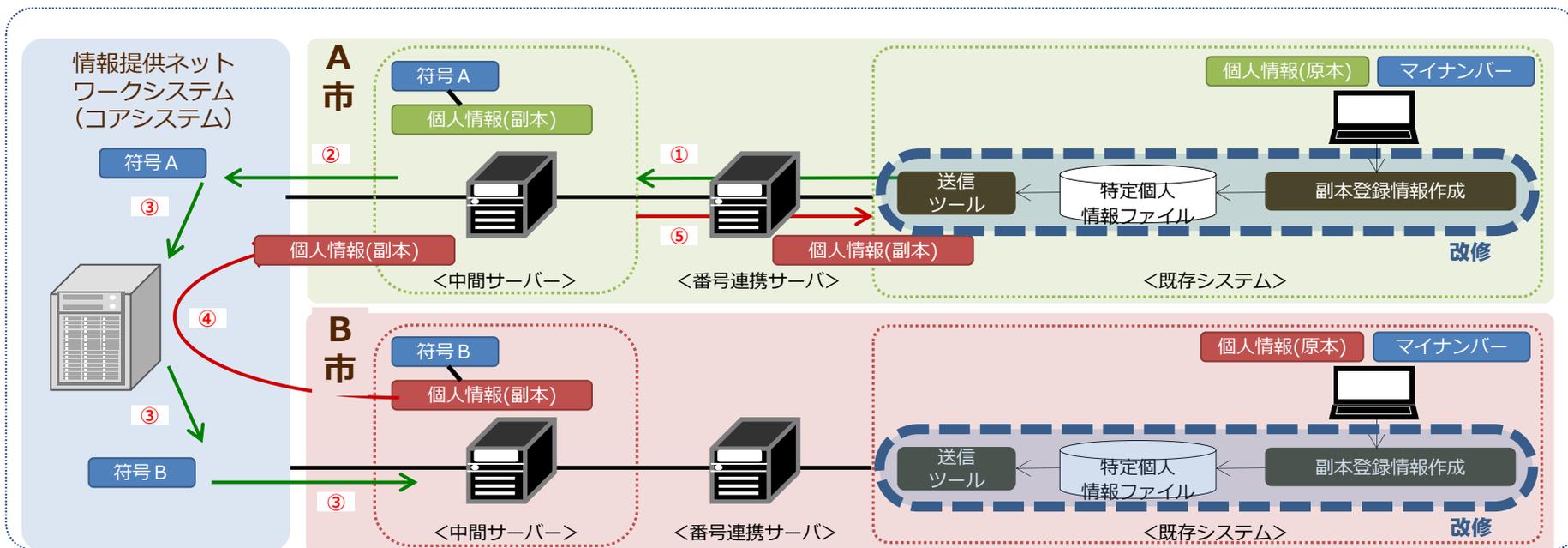
事業の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

事業の概要

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修等に要する費用を補助する。

〈情報連携のイメージ〉



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3

〈ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金〉 令和7年度予算案 15百万円（15百万円）

事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

事業の概要

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援、ひとり親家庭等や貧困状況にあるこども及びその家庭への支援施策を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により5者の範囲内で決定）

【補助率】 定額補助

【補助基準額】 1団体あたり上限300万円

【実績】 令和4年度 4団体

＜ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業費補助金＞ 令和7年度予算案 27百万円（27百万円）

事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

事業の概要

(1) 情報収集・管理業務

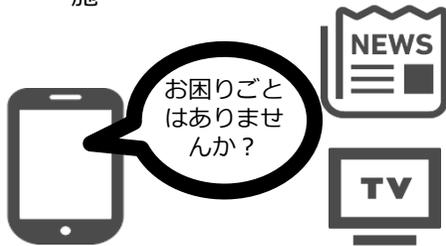
- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

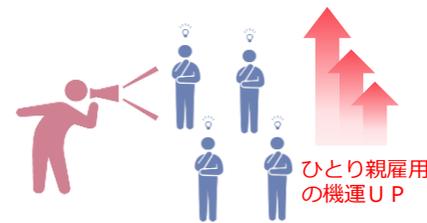
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb広告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

- ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

ひとり親への支援に関する機運を高める

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

〈養育費確保支援事業委託費〉 令和7年度予算案 84百万円（83百万円）

事業の目的

- ひとり親家庭等の養育費等に係る相談について、夜間・休日を含め、電話やメールで迅速に対応できる相談支援機関の確保を図る。
- 各自治体の相談担当者に対する研修の実施や困難事例への助言指導等を行い、相談担当者の人材養成や業務支援を行う。

事業の概要

目指すべき方向

| | (母子家庭) | (父子家庭) |
|-------------|--------|--------|
| ○養育費の取決め率の増 | 約47% | 約28% |
| ○養育費の受給率の増 | 約28% | 約9% |

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つこどもの健やかな成長

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センター
に委託して実施（平成19年度創設）

【令和6年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等の養育費等相談対応者の養成のための各種研修会の実施
 - 地方公共団体等に対する困難事例への支援
 - ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕
- (参考) 令和4年度実績 相談延べ件数：4,699件 研修等の実施：76回

地方自治体（都道府県等）が
直営又は委託して実施

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- ひとり親家庭等への講座の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

- (参考) 令和4年度実績
- ・養育費等支援事業実施自治体数：127自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：15,802件
養育費専門相談員の設置：43か所、166名
 - ・弁護士による相談実施自治体数：88自治体
弁護士による相談延べ件数：8,954件

実施主体等

【実施主体】 民間団体

【補助率等】 委託契約により実施

＜母子父子寡婦福祉貸付金＞ 令和7年度予算案 14億円（14億円）

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和4年度）】

- | | | |
|-----------|---------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 97億9,596万円（17,473件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6億9,886万円（1,185件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2億7,407万円（392件） | |

令和5年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金
【都道府県】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|---------|----------|------|------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 1 北海道 | 36.2 | 10.3 | 86.9 |
| 2 青森県 | 46.0 | 8.9 | 92.3 |
| 3 岩手県 | 59.9 | 13.3 | 95.8 |
| 4 宮城県 | 48.1 | 13.3 | 94.1 |
| 5 秋田県 | 59.2 | 13.3 | 94.2 |
| 6 山形県 | 34.6 | 10.6 | 93.8 |
| 7 福島県 | 44.9 | 13.3 | 90.7 |
| 8 茨城県 | 72.1 | 14.6 | 97.5 |
| 9 栃木県 | 37.1 | 10.0 | 85.9 |
| 10 群馬県 | 45.4 | 10.4 | 93.5 |
| 11 埼玉県 | 64.8 | 10.8 | 91.6 |
| 12 千葉県 | 41.6 | 8.4 | 92.5 |
| 13 東京都 | 26.9 | 8.5 | 77.2 |
| 14 神奈川県 | 40.6 | 16.6 | 90.0 |
| 15 新潟県 | 68.2 | 16.4 | 92.5 |
| 16 富山県 | 45.4 | 15.1 | 93.7 |
| 17 石川県 | 42.0 | 6.0 | 92.6 |
| 18 福井県 | 48.2 | 11.2 | 97.1 |
| 19 山梨県 | 49.0 | 11.5 | 92.6 |
| 20 長野県 | 52.5 | 12.0 | 94.2 |
| 21 岐阜県 | 66.7 | 16.0 | 91.9 |
| 22 静岡県 | 48.5 | 5.4 | 89.7 |
| 23 愛知県 | 48.1 | 8.3 | 98.9 |
| 24 三重県 | 54.3 | 19.0 | 94.2 |
| 25 滋賀県 | 75.3 | 13.9 | 96.1 |
| 26 京都府 | 68.1 | 8.7 | 94.4 |
| 27 大阪府 | 73.9 | 18.2 | 95.0 |
| 28 兵庫県 | 68.9 | 17.6 | 95.3 |
| 29 奈良県 | 55.1 | 9.5 | 95.7 |
| 30 和歌山県 | 81.8 | 5.5 | 97.7 |
| 31 鳥取県 | 70.5 | 16.5 | 96.7 |
| 32 島根県 | 51.7 | 7.0 | 91.3 |
| 33 岡山県 | 72.2 | 18.1 | 95.6 |
| 34 広島県 | 63.3 | 9.0 | 95.3 |
| 35 山口県 | 12.9 | 7.4 | 94.1 |
| 36 徳島県 | 37.2 | 9.8 | 92.8 |
| 37 香川県 | 72.4 | 9.5 | 98.7 |
| 38 愛媛県 | 41.9 | 8.6 | 93.7 |
| 39 高知県 | 73.5 | 6.3 | 96.9 |
| 40 福岡県 | 44.3 | 17.0 | 92.0 |
| 41 佐賀県 | 32.3 | 12.6 | 96.1 |
| 42 長崎県 | 62.9 | 17.6 | 90.5 |
| 43 熊本県 | 64.3 | 11.5 | 91.7 |
| 44 大分県 | 38.4 | 6.9 | 89.5 |
| 45 宮崎県 | 56.9 | 14.1 | 92.5 |
| 46 鹿児島県 | 49.4 | 15.8 | 93.1 |
| 47 沖縄県 | 59.9 | 14.1 | 93.1 |

【指定都市】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|----------|----------|------|------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 48 札幌市 | 20.2 | 7.8 | 78.7 |
| 49 仙台市 | 35.0 | 11.0 | 92.0 |
| 50 さいたま市 | 65.4 | 7.2 | 96.6 |
| 51 千葉市 | 42.8 | 7.1 | 88.6 |
| 52 横浜市 | 37.0 | 17.6 | 92.1 |
| 53 川崎市 | 27.9 | 9.1 | 89.1 |
| 54 相模原市 | 49.8 | 23.7 | 85.7 |
| 55 新潟市 | 57.2 | 9.2 | 92.1 |
| 56 静岡市 | 38.6 | 10.4 | 84.0 |
| 57 浜松市 | 79.7 | 10.6 | 94.9 |
| 58 名古屋 | 57.9 | 12.2 | 89.7 |
| 59 京都市 | 22.4 | 6.5 | 85.3 |
| 60 大阪市 | 28.7 | 5.7 | 89.6 |
| 61 堺市 | 39.1 | 6.9 | 87.2 |
| 62 神戸市 | 48.6 | 13.1 | 93.7 |
| 63 岡山市 | 42.2 | 10.7 | 91.5 |
| 64 広島市 | 41.8 | 7.4 | 89.4 |
| 65 北九州市 | 21.0 | 4.0 | 88.6 |
| 66 福岡市 | 18.9 | 6.9 | 89.0 |
| 67 熊本市 | 44.6 | 7.8 | 91.6 |

【中核市】

| | | | |
|----------|------|------|-------|
| 68 旭川市 | 35.9 | 13.3 | 87.9 |
| 69 函館市 | 28.5 | 11.4 | 83.3 |
| 70 青森市 | 51.0 | 12.5 | 91.5 |
| 71 八戸市 | 48.6 | 6.4 | 93.8 |
| 72 盛岡市 | 20.3 | 5.3 | 80.0 |
| 73 秋田市 | 39.5 | 5.2 | 89.0 |
| 74 山形市 | 31.7 | 5.2 | 94.7 |
| 75 郡山市 | 70.4 | 25.8 | 97.3 |
| 76 いわき市 | 40.3 | 8.9 | 83.2 |
| 77 福島市 | 76.7 | 35.4 | 98.8 |
| 78 水戸市 | 29.8 | 6.7 | 80.7 |
| 79 宇都宮市 | 45.9 | 11.6 | 87.7 |
| 80 前橋市 | 54.0 | 12.5 | 95.1 |
| 81 高崎市 | 65.3 | 6.5 | 96.7 |
| 82 川越市 | 67.2 | 15.2 | 92.4 |
| 83 越谷市 | 64.7 | 36.2 | 89.0 |
| 84 川口市 | 66.4 | 14.0 | 90.6 |
| 85 船橋市 | 65.2 | 11.3 | 96.3 |
| 86 柏市 | 91.5 | 36.7 | 96.6 |
| 87 八王子市 | 58.1 | 11.7 | 95.9 |
| 88 横須賀市 | 20.0 | 7.9 | 93.0 |
| 89 富山市 | 79.9 | 20.0 | 94.9 |
| 90 金沢市 | 40.6 | 5.4 | 95.7 |
| 91 福井市 | 27.1 | 11.0 | 92.3 |
| 92 甲府市 | 34.7 | 13.4 | 77.0 |
| 93 長野市 | 20.0 | 8.7 | 68.9 |
| 94 松本市 | 15.6 | 6.0 | 73.5 |
| 95 岐阜市 | 61.0 | 13.8 | 94.4 |
| 96 豊橋市 | 62.2 | 23.9 | 96.9 |
| 97 岡崎市 | 73.7 | 16.4 | 98.1 |
| 98 豊田市 | 76.4 | 9.1 | 99.0 |
| 99 一宮市 | 44.9 | 12.1 | 97.9 |
| 100 大津市 | 61.1 | 6.0 | 95.9 |
| 101 高槻市 | 73.9 | 18.5 | 97.8 |
| 102 東大阪市 | 35.1 | 2.6 | 91.4 |
| 103 豊中市 | 61.5 | 6.2 | 97.9 |
| 104 枚方市 | 49.4 | 9.9 | 95.0 |
| 105 八尾市 | 49.1 | 8.3 | 93.2 |
| 106 寝屋川市 | 73.9 | 14.0 | 93.2 |
| 107 吹田市 | 56.9 | 5.6 | 93.3 |
| 108 姫路市 | 81.0 | 19.8 | 98.6 |
| 109 西宮市 | 36.8 | 14.9 | 92.9 |
| 110 尼崎市 | 28.3 | 3.1 | 91.2 |
| 111 明石市 | 75.5 | 61.7 | 76.4 |
| 112 奈良市 | 47.1 | 13.2 | 97.6 |
| 113 和歌山市 | 43.5 | 11.5 | 92.1 |
| 114 鳥取市 | 57.2 | 18.2 | 94.3 |
| 115 松江市 | 47.4 | 12.4 | 87.5 |
| 116 倉敷市 | 75.2 | 23.6 | 93.3 |
| 117 福山市 | 70.9 | 21.3 | 97.3 |
| 118 呉市 | 60.0 | 20.7 | 90.6 |
| 119 下関市 | 33.5 | 16.0 | 91.9 |
| 120 高松市 | 56.8 | 14.7 | 99.1 |
| 121 松山市 | 21.8 | 4.1 | 94.6 |
| 122 高知市 | 48.0 | 18.9 | 90.5 |
| 123 久留米市 | 21.3 | 5.0 | 79.6 |
| 124 長崎市 | 29.7 | 9.7 | 88.4 |
| 125 佐世保市 | 50.4 | 15.9 | 91.5 |
| 126 大分市 | 42.3 | 20.2 | 88.1 |
| 127 宮崎市 | 33.7 | 13.6 | 100.0 |
| 128 鹿児島市 | 10.3 | 6.0 | 82.0 |
| 129 那覇市 | 50.7 | 10.9 | 80.0 |

令和5年度福祉資金貸付金の償還率について

② 父子福祉資金貸付金
【都道府県】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|---------|----------|-------|-------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 1 北海道 | 77.7 | 17.8 | 92.8 |
| 2 青森県 | 91.7 | 23.7 | 96.6 |
| 3 岩手県 | 81.3 | 24.8 | 92.3 |
| 4 宮城県 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 5 秋田県 | 96.4 | 73.6 | 100.0 |
| 6 山形県 | 97.7 | 100.0 | 97.7 |
| 7 福島県 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 8 茨城県 | 88.6 | 18.9 | 95.1 |
| 9 栃木県 | 87.4 | 11.7 | 91.7 |
| 10 群馬県 | 97.1 | 0.0 | 97.1 |
| 11 埼玉県 | 81.1 | 5.9 | 94.2 |
| 12 千葉県 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 13 東京都 | 73.4 | 31.8 | 84.0 |
| 14 神奈川県 | 80.0 | 29.2 | 91.7 |
| 15 新潟県 | 70.3 | 18.5 | 91.1 |
| 16 富山県 | 63.4 | 32.8 | 87.1 |
| 17 石川県 | 74.2 | 5.8 | 90.5 |
| 18 福井県 | 93.2 | 0.0 | 93.2 |
| 19 山梨県 | 96.0 | 17.9 | 99.9 |
| 20 長野県 | 85.5 | 4.0 | 95.3 |
| 21 岐阜県 | 89.6 | 0.0 | 97.7 |
| 22 静岡県 | 67.9 | 2.5 | 88.5 |
| 23 愛知県 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 24 三重県 | 90.2 | 41.5 | 96.9 |
| 25 滋賀県 | 95.3 | 100.0 | 95.2 |
| 26 京都府 | 86.8 | 2.1 | 94.9 |
| 27 大阪府 | 88.4 | 0.0 | 88.4 |
| 28 兵庫県 | 83.6 | 3.6 | 96.8 |
| 29 奈良県 | 40.2 | 0.0 | 61.5 |
| 30 和歌山県 | 99.7 | 0.0 | 99.7 |
| 31 鳥取県 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 32 島根県 | 67.9 | 3.4 | 83.8 |
| 33 岡山県 | 92.0 | 39.4 | 94.9 |
| 34 広島県 | 96.4 | 60.4 | 97.3 |
| 35 山口県 | 96.3 | 100.0 | 91.7 |
| 36 徳島県 | 62.6 | 8.7 | 77.1 |
| 37 香川県 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 38 愛媛県 | 81.3 | 37.5 | 90.0 |
| 39 高知県 | 85.7 | 100.0 | 85.4 |
| 40 福岡県 | 80.1 | 15.7 | 92.0 |
| 41 佐賀県 | 84.4 | 9.9 | 91.3 |
| 42 長崎県 | 91.7 | 0.0 | 96.6 |
| 43 熊本県 | 61.2 | 12.0 | 78.1 |
| 44 大分県 | 61.3 | 12.3 | 74.5 |
| 45 宮崎県 | 84.2 | 22.6 | 92.0 |
| 46 鹿児島県 | 98.4 | 100.0 | 98.4 |
| 47 沖縄県 | 79.9 | 22.8 | 89.2 |

【指定都市】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|----------|----------|-------|------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 48 札幌市 | 58.4 | 1.4 | 78.7 |
| 49 仙台市 | 20.6 | 5.5 | 30.4 |
| 50 さいたま市 | 98.0 | 0.0 | 98.0 |
| 51 千葉市 | 62.0 | 3.0 | 82.5 |
| 52 横浜市 | 85.0 | 20.5 | 91.6 |
| 53 川崎市 | 75.1 | 0.0 | 90.4 |
| 54 相模原市 | 84.1 | 18.4 | 94.5 |
| 55 新潟市 | 84.4 | 5.2 | 89.4 |
| 56 静岡市 | 55.0 | 18.2 | 80.0 |
| 57 浜松市 | 92.5 | 0.0 | 97.6 |
| 58 名古屋市 | 70.7 | 12.3 | 85.6 |
| 59 京都市 | 90.2 | 60.7 | 94.0 |
| 60 大阪市 | 90.1 | 84.4 | 90.7 |
| 61 堺市 | 95.9 | 100.0 | 95.9 |
| 62 神戸市 | 63.7 | 12.9 | 88.3 |
| 63 岡山市 | 78.1 | 18.4 | 94.5 |
| 64 広島市 | 65.9 | 8.9 | 83.2 |
| 65 北九州市 | 34.9 | 3.9 | 79.8 |
| 66 福岡市 | 65.8 | 1.8 | 82.9 |
| 67 熊本市 | 49.9 | 11.7 | 71.4 |

【中核市】

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 68 旭川市 | 69.4 | 38.5 | 79.4 |
| 69 函館市 | 58.2 | 9.4 | 82.5 |
| 70 青森市 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 71 八戸市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 72 盛岡市 | 97.6 | 0.0 | 97.6 |
| 73 秋田市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 74 山形市 | 77.9 | 0.0 | 100.0 |
| 75 郡山市 | 37.8 | 0.0 | 100.0 |
| 76 いわき市 | 35.4 | 21.5 | 48.5 |
| 77 福島市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 78 水戸市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 79 宇都宮市 | 48.0 | 20.4 | 59.9 |
| 80 前橋市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 81 高崎市 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 82 川越市 | 57.4 | 9.2 | 83.4 |
| 83 越谷市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 84 川口市 | 67.4 | 0.0 | 90.6 |
| 85 船橋市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 86 柏市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 87 八王子市 | 99.8 | 0.0 | 99.8 |
| 88 横須賀市 | 62.0 | 25.0 | 72.8 |
| 89 富山市 | 89.4 | 0.0 | 89.4 |
| 90 金沢市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 91 福井市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 92 甲府市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 93 長野市 | 60.0 | 100.0 | 50.0 |
| 94 松本市 | 0.9 | 0.0 | 12.5 |
| 95 岐阜市 | 66.0 | 0.0 | 74.5 |
| 96 豊橋市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 97 岡崎市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 98 豊田市 | 91.7 | 0.0 | 91.7 |
| 99 大津市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 100 一宮市 | 87.5 | 0.0 | 94.6 |
| 101 高槻市 | 90.0 | 0.0 | 94.8 |
| 102 東大阪市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 103 豊中市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 104 枚方市 | 56.7 | 2.6 | 85.4 |
| 105 八尾市 | 81.6 | 100.0 | 77.0 |
| 106 寝屋川市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 107 吹田市 | 48.0 | 0.0 | 54.5 |
| 108 姫路市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 109 西宮市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 110 尼崎市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 111 明石市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 112 奈良市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 113 和歌山市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 114 鳥取市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 115 松江市 | 62.3 | 8.7 | 79.7 |
| 116 倉敷市 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 117 福山市 | 98.5 | 0.0 | 98.7 |
| 118 呉市 | 92.5 | 9.1 | 98.4 |
| 119 下関市 | 26.3 | 4.2 | 59.9 |
| 120 高松市 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 121 松山市 | 30.9 | 2.0 | 67.2 |
| 122 高知市 | 83.8 | 0.0 | 83.8 |
| 123 久留米市 | 28.0 | 1.4 | 58.1 |
| 124 長崎市 | 93.6 | 0.0 | 95.2 |
| 125 佐世保市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 126 大分市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 127 宮崎市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 128 鹿児島市 | 41.3 | 8.1 | 68.9 |
| 129 那覇市 | 82.0 | 19.3 | 91.6 |

令和5年度福祉資金貸付金の償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金
【都道府県】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|---------|----------|------|-------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 1 北海道 | 34.0 | 11.4 | 89.1 |
| 2 青森県 | 43.5 | 2.7 | 95.8 |
| 3 岩手県 | 57.3 | 17.8 | 95.6 |
| 4 宮城県 | 22.2 | 11.5 | 81.5 |
| 5 秋田県 | 51.8 | 24.6 | 85.5 |
| 6 山形県 | 61.5 | 5.1 | 100.0 |
| 7 福島県 | 37.9 | 11.4 | 98.9 |
| 8 茨城県 | 86.4 | 67.6 | 96.6 |
| 9 栃木県 | 36.2 | 20.2 | 68.5 |
| 10 群馬県 | 51.6 | 6.3 | 95.8 |
| 11 埼玉県 | 53.3 | 14.7 | 88.1 |
| 12 千葉県 | 34.6 | 4.1 | 99.7 |
| 13 東京都 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 14 神奈川県 | 37.9 | 24.0 | 98.5 |
| 15 新潟県 | 65.5 | 11.8 | 93.0 |
| 16 富山県 | 35.6 | 3.7 | 86.7 |
| 17 石川県 | 44.1 | 21.4 | 100.0 |
| 18 福井県 | 70.7 | 1.0 | 99.8 |
| 19 山梨県 | 33.0 | 11.6 | 95.2 |
| 20 長野県 | 25.0 | 8.3 | 99.4 |
| 21 岐阜県 | 66.2 | 3.0 | 94.5 |
| 22 静岡県 | 37.4 | 7.5 | 89.0 |
| 23 愛知県 | 2.0 | 0.0 | 100.0 |
| 24 三重県 | 33.0 | 11.2 | 81.1 |
| 25 滋賀県 | 81.5 | 30.3 | 96.3 |
| 26 京都府 | 49.4 | 2.7 | 93.6 |
| 27 大阪府 | 70.4 | 10.8 | 97.0 |
| 28 兵庫県 | 34.4 | 6.1 | 92.6 |
| 29 奈良県 | 31.6 | 2.2 | 90.8 |
| 30 和歌山県 | 64.4 | 7.5 | 93.5 |
| 31 鳥取県 | 80.9 | 48.3 | 100.0 |
| 32 島根県 | 39.9 | 6.7 | 87.9 |
| 33 岡山県 | 85.7 | 37.4 | 100.0 |
| 34 広島県 | 50.2 | 12.9 | 89.9 |
| 35 山口県 | 2.1 | 2.1 | 0.0 |
| 36 徳島県 | 14.8 | 7.9 | 82.7 |
| 37 香川県 | 31.0 | 0.0 | 87.2 |
| 38 愛媛県 | 20.4 | 4.4 | 89.8 |
| 39 高知県 | 87.5 | 67.9 | 89.4 |
| 40 福岡県 | 63.9 | 11.3 | 91.1 |
| 41 佐賀県 | 26.0 | 16.0 | 100.0 |
| 42 長崎県 | 34.0 | 6.2 | 89.9 |
| 43 熊本県 | 82.7 | 11.7 | 96.9 |
| 44 大分県 | 54.3 | 42.2 | 94.3 |
| 45 宮崎県 | 42.7 | 8.9 | 91.5 |
| 46 鹿児島県 | 35.1 | 8.5 | 97.8 |
| 47 沖縄県 | 43.6 | 16.9 | 86.9 |

【指定都市】

| 区分 | 令和5年度(%) | | |
|----------|----------|------|-------|
| | 計 | 過年度 | 現年度 |
| 48 札幌市 | 21.4 | 4.3 | 91.0 |
| 49 仙台市 | 56.9 | 33.1 | 96.3 |
| 50 さいたま市 | 80.0 | 2.6 | 94.2 |
| 51 千葉市 | 40.5 | 6.2 | 86.2 |
| 52 横浜市 | 32.9 | 12.5 | 93.1 |
| 53 川崎市 | 11.6 | 5.1 | 92.3 |
| 54 相模原市 | 36.6 | 6.0 | 94.5 |
| 55 新潟市 | 80.1 | 3.3 | 97.8 |
| 56 静岡市 | 35.0 | 4.2 | 86.2 |
| 57 浜松市 | 73.5 | 16.4 | 97.8 |
| 58 名古屋市 | 62.8 | 11.2 | 92.2 |
| 59 京都市 | 22.0 | 7.4 | 82.9 |
| 60 大阪市 | 28.2 | 6.8 | 94.6 |
| 61 堺市 | 40.0 | 4.9 | 93.1 |
| 62 神戸市 | 13.0 | 4.0 | 86.7 |
| 63 岡山市 | 16.2 | 6.7 | 100.0 |
| 64 広島市 | 34.2 | 6.2 | 90.8 |
| 65 北九州市 | 31.5 | 4.4 | 91.5 |
| 66 福岡市 | 24.4 | 5.1 | 96.9 |
| 67 熊本市 | 64.8 | 3.5 | 100.0 |

【中核市】

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 68 旭川市 | 45.3 | 12.8 | 91.4 |
| 69 函館市 | 23.6 | 7.8 | 84.1 |
| 70 青森市 | 61.6 | 7.6 | 92.3 |
| 71 八戸市 | 99.1 | 100.0 | 97.1 |
| 72 盛岡市 | 25.5 | 13.2 | 76.2 |
| 73 秋田市 | 82.0 | 7.7 | 97.6 |
| 74 山形市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 75 郡山市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 76 いわき市 | 37.4 | 16.5 | 88.5 |
| 77 福島市 | 29.4 | 22.2 | 100.0 |
| 78 水戸市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 79 宇都宮市 | 31.3 | 5.2 | 94.2 |
| 80 前橋市 | 69.8 | 54.1 | 100.0 |
| 81 高崎市 | 98.9 | 86.7 | 100.0 |
| 82 川越市 | 34.5 | 0.0 | 91.4 |
| 83 越谷市 | 82.3 | 26.4 | 98.2 |
| 84 川口市 | 87.1 | 70.8 | 96.9 |
| 85 船橋市 | 35.5 | 7.8 | 100.0 |
| 86 柏市 | 99.6 | 100.0 | 99.6 |
| 87 八王子市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 88 横須賀市 | 15.9 | 4.4 | 99.8 |
| 89 富山市 | 93.4 | 100.0 | 92.9 |
| 90 金沢市 | 22.6 | 3.6 | 100.0 |
| 91 福井市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 92 甲府市 | 31.2 | 4.5 | 96.5 |
| 93 長野市 | 32.6 | 18.2 | 65.8 |
| 94 岐阜市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 95 松本市 | 83.8 | 6.7 | 96.4 |
| 96 豊橋市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 97 岡崎市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 98 豊田市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 99 一宮市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 100 大津市 | 73.5 | 39.4 | 100.0 |
| 101 高槻市 | 58.2 | 17.0 | 98.4 |
| 102 東大阪市 | 31.6 | 3.5 | 80.0 |
| 103 豊中市 | 56.8 | 5.7 | 100.0 |
| 104 枚方市 | 98.0 | 0.0 | 99.1 |
| 105 八尾市 | 72.3 | 38.7 | 90.0 |
| 106 寝屋川市 | 75.8 | 19.8 | 92.1 |
| 107 吹田市 | 45.1 | 0.0 | 87.8 |
| 108 姫路市 | 91.8 | 0.0 | 100.0 |
| 109 西宮市 | 16.6 | 6.0 | 100.0 |
| 110 尼崎市 | 28.3 | 1.2 | 73.4 |
| 111 明石市 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 112 奈良市 | 32.5 | 9.9 | 96.5 |
| 113 和歌山市 | 31.3 | 8.2 | 81.4 |
| 114 鳥取市 | 61.8 | 30.9 | 90.8 |
| 115 松江市 | 39.4 | 7.4 | 97.0 |
| 116 倉敷市 | 1.1 | 1.1 | 0.0 |
| 117 福山市 | 21.1 | 5.6 | 70.2 |
| 118 呉市 | 57.6 | 24.0 | 93.3 |
| 119 下関市 | 4.9 | 3.1 | 100.0 |
| 120 高松市 | 24.3 | 9.3 | 94.5 |
| 121 松山市 | 17.3 | 5.1 | 94.5 |
| 122 高知市 | 35.3 | 6.1 | 96.5 |
| 123 久留米市 | 9.6 | 0.7 | 86.6 |
| 124 長崎市 | 23.5 | 7.4 | 93.8 |
| 125 佐世保市 | 15.9 | 1.0 | 100.0 |
| 126 大分市 | 12.1 | 1.9 | 98.6 |
| 127 宮崎市 | 4.4 | 3.4 | 100.0 |
| 128 鹿児島市 | 11.6 | 8.5 | 56.5 |
| 129 那覇市 | 45.1 | 21.6 | 91.1 |

母子・父子自立支援員の設置状況

(令和5年度末)

| 都道府県 | 母子・父子自立支援員の人数 | | | 市及び福祉事務所設置町村での設置状況 | | |
|------|---------------|---------------------|-------|----------------------|---------------------------------|---------------|
| | 都道府県知事による委嘱 | 市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱 | 計 | 市及び福祉事務所設置町村数 (A) | うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B) | 設置率 (B/A%) |
| 北海道 | 14 | 65 | 79 | 35 | 33 | 94% |
| 青森県 | 6 | 6 | 12 | 10 | 4 | 40% |
| 岩手県 | 23 | 10 | 33 | 14 | 4 | 29% |
| 宮城県 | 10 | 33 | 43 | 14 | 3 | 21% |
| 秋田県 | 4 | 16 | 20 | 13 | 13 | 100% |
| 山形県 | 8 | 15 | 23 | 13 | 13 | 100% |
| 福島県 | 13 | 7 | 20 | 13 | 3 | 23% |
| 茨城県 | 11 | 15 | 26 | 32 | 11 | 34% |
| 栃木県 | 5 | 32 | 37 | 14 | 14 | 100% |
| 群馬県 | 10 | 18 | 28 | 12 | 11 | 92% |
| 埼玉県 | 22 | 31 | 53 | 40 | 16 | 40% |
| 千葉県 | 20 | 77 | 97 | 37 | 35 | 95% |
| 東京都 | 7 | 227 | 234 | 49 | 49 | 100% |
| 神奈川県 | 6 | 75 | 81 | 19 | 19 | 100% |
| 新潟県 | 9 | 13 | 22 | 20 | 4 | 20% |
| 富山県 | 2 | 12 | 14 | 10 | 10 | 100% |
| 石川県 | 5 | 14 | 19 | 11 | 11 | 100% |
| 福井県 | 3 | 10 | 13 | 9 | 9 | 100% |
| 山梨県 | 7 | 16 | 23 | 13 | 11 | 85% |
| 長野県 | 10 | 24 | 34 | 19 | 19 | 100% |
| 岐阜県 | 9 | 30 | 39 | 21 | 21 | 100% |
| 静岡県 | 8 | 15 | 23 | 23 | 8 | 35% |
| 愛知県 | 8 | 66 | 74 | 38 | 38 | 100% |
| 三重県 | 5 | 16 | 21 | 15 | 14 | 93% |
| 滋賀県 | 3 | 16 | 19 | 13 | 13 | 100% |
| 京都府 | 11 | 72 | 83 | 15 | 15 | 100% |
| 大阪府 | 5 | 76 | 81 | 34 | 32 | 94% |
| 兵庫県 | 8 | 55 | 63 | 29 | 27 | 93% |
| 奈良県 | 5 | 15 | 20 | 13 | 11 | 85% |
| 和歌山県 | 7 | 9 | 16 | 9 | 6 | 67% |
| 鳥取県 | 2 | 19 | 21 | 17 | 17 | 100% |
| 島根県 | 0 | 28 | 28 | 19 | 18 | 95% |
| 岡山県 | 3 | 29 | 32 | 18 | 16 | 89% |
| 広島県 | 1 | 45 | 46 | 23 | 19 | 83% |
| 山口県 | 8 | 15 | 23 | 14 | 14 | 100% |
| 徳島県 | 9 | 8 | 17 | 8 | 8 | 100% |
| 香川県 | 4 | 10 | 14 | 8 | 8 | 100% |
| 愛媛県 | 3 | 13 | 16 | 11 | 11 | 100% |
| 高知県 | 2 | 4 | 6 | 11 | 2 | 18% |
| 福岡県 | 29 | 67 | 96 | 29 | 18 | 62% |
| 佐賀県 | 6 | 13 | 19 | 10 | 10 | 100% |
| 長崎県 | 3 | 16 | 19 | 14 | 13 | 93% |
| 熊本県 | 9 | 18 | 27 | 14 | 9 | 64% |
| 大分県 | 0 | 20 | 20 | 14 | 13 | 93% |
| 宮崎県 | 5 | 11 | 16 | 9 | 9 | 100% |
| 鹿児島県 | 15 | 10 | 25 | 25 | 3 | 12% |
| 沖縄県 | 12 | 10 | 22 | 11 | 7 | 64% |
| 合計 | 375 | 1,422 | 1,797 | 862 | 672 | |

(資料) 家庭福祉課調べ

こ支家第 101 号
令和 7 年 3 月 10 日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市 |

 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

高等職業訓練促進給付金等事業における事務運営上の留意事項について

ひとり親家庭支援施策の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高等職業訓練促進給付金等事業（以下単に「事業」という。）については、こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づく「加速化プラン」において、その対象資格を短期間で取得可能な民間資格まで拡大することとし、より幅広いニーズに対応できる制度としたところ です。この拡充により、幅広い層のひとり親家庭の親が事業を活用して就職等の際に有利となる資格の取得を検討することが可能となった一方で、修業期間中の生活、資格取得後の就業先や働き方のイメージが十分に出来ていない状態で養成機関での訓練を開始し、講座を修了できずに終える、もしくは講座は修了したものの要件に合う求人がなく、資格を活かした就職につながらないといった事例が見受けられます。

また、特に IT 関係資格を事業の対象資格として指定する際に、その修業形態の多様性から取扱等について疑義が生じているとの問合せが多数寄せられています。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり事務運営上の留意事項をお示いたしますので、より効果的な支援となるよう適切な事務運営をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 事業について、児童扶養手当の認定請求や現況届手続き等の機会を活用するなど積極的な周知に努め、ひとり親家庭の親が自立に向けて資格取得を検討する際に、あわせて当該事業の利用を検討できるようにするとともに、事業実施要綱 8 に基づく事前相談の必要性についても分かりやすく周知し、受講を開始する前の実施を徹底すること。

2. 事前相談においては、ひとり親家庭の親の現状（年齢、職務経験、こどもの年齢・人数、親族等のサポートの有無等）を把握するとともに、修業期間中の生活サイクルのシミュレーションや希望する就業先が地域の実情に合ったものになっているか等について一緒に検討するなど、寄り添った相談対応を心掛けること。特にひとり親家庭の親本人の持つ自立に向けた見通しが実現困難なものであると考えられる場合は、支援者の主観的な意見ではなく、客観的情報（地域の求人情報や業界の動向等）をもとに、当該親の自立と生活の安定に資する支援となるよう、事業以外の施策も含めた支援の提案を行うこと。

3. 事業の給付対象となる講座の修業形態については、これまで「母子家庭自立支援給付金及び家庭自立支援給付金事業の円滑な運用について」（雇平成26年9月30日付け児福発0930第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）第2-1（7）で示しているとおおり、原則として通学制若しくはオンライン学習によるもの又はこれらの組み合わせであること。また、e-ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとするとしていたため、通信制という修業形態を取らざるを得ない事情があり、かつ通信制であっても就業又は育児と修業の両立が困難であることを確認すること。また、雇用保険制度における教育訓練給付の対象講座としては「通学制」とされているが、実態としては通信制と同様の修業形態と認められる事例も報告されているため、実際の受講方法や受講にかかる時間についても十分に聴き取りを行い、実態に応じて判断すること。

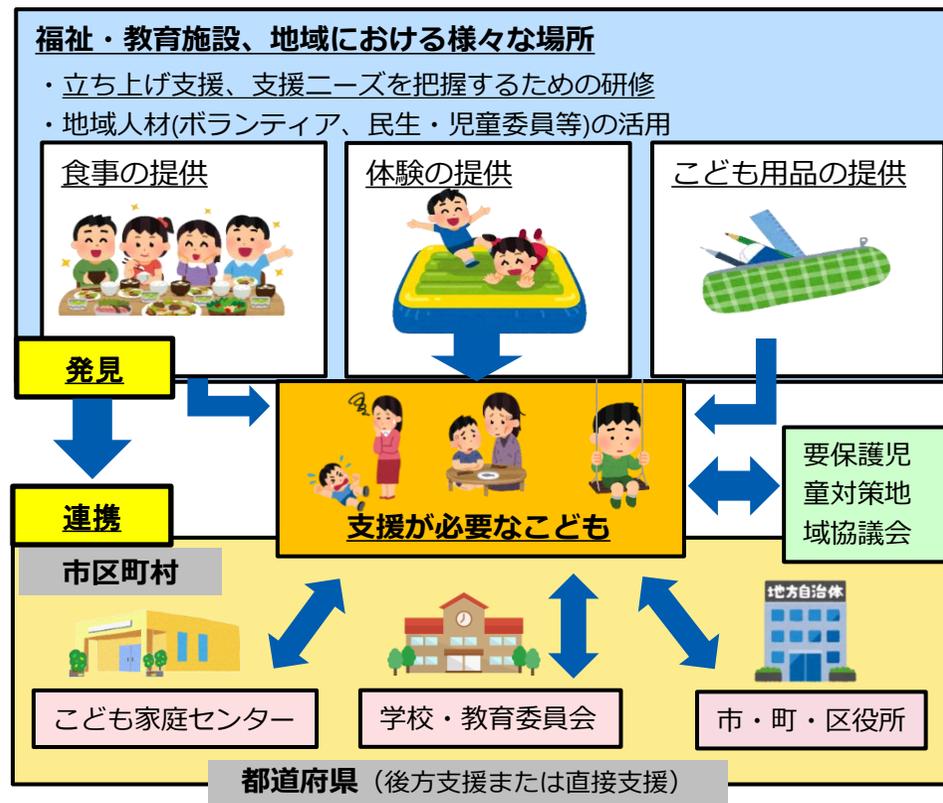
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
 - ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

こどもの未来応援国民運動

こどもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。

※「子供の貧困対策大綱」(H26.8閣議決定)に基づき、H27.4発起人集会を開催。同年10月から運動開始。



こどもの未来は日本の未来

子供の貧困対策に関する大綱(R元.11閣議決定)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

こどもの未来応援基金

・企業や個人からの寄付金を通じて、こどもたちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

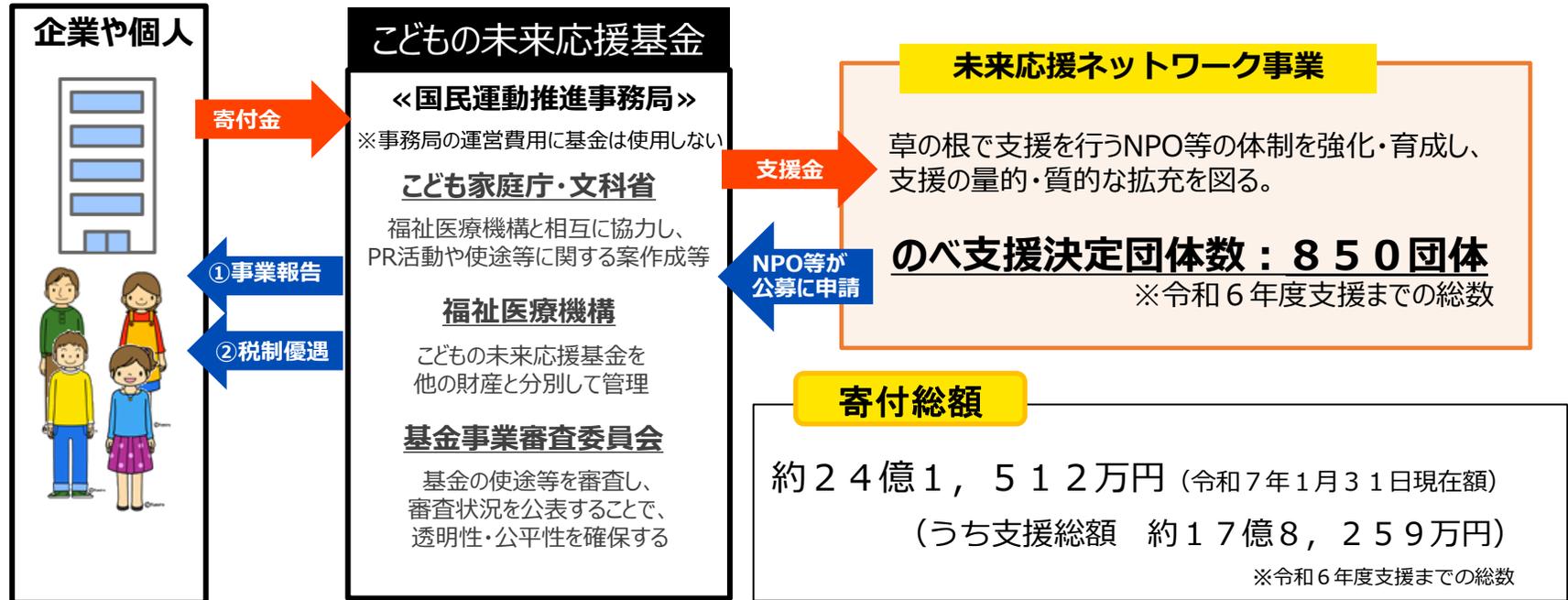
・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。



令和7年度支援（令和6年4月～令和7年3月活動分）

- 460団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携、③広報、④継続性の観点等による審査の上、125団体（※）を支援。（※）100万円超～300万円以下を支援する事業A団体と、100万円以下を支援する事業B団体の合計。
- 支援総額は約2億4千5百万円。

基金による支援対象事業等について

| 対象事業 | 期待する効果の例 | 審査の視点 | 支援対象経費等 | |
|--|---------------------------------|---|---|--|
| ア. 様々な学びの支援 | 進学率の向上や 退学率の低減等 | ①計画性 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか ②連携 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか（事業Bは記載しやすくするために配慮） ③広報 積極的な広報、情報発信の工夫があるか（事業Aは戦略的な広報であるかも加味） ④継続性 基金による支援後の見通しがあるか | 事業 A 新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。 支援額：100万円超 ～300万円以下 ※事業Bとの同時申請は不可。 | |
| イ. 居場所の提供・相談支援 | 社会的孤立の解消等 | | 事業 B（少額支援枠） 小規模での活動を行う団体に対する支援。 支援額：100万円以下 ※立上げ支援を強化するため、設立年月日から満5年以内の団体については、優遇審査する。 【事業A・B共通】 ※過去に3回採択されたことがある団体でも応募できることとするが、事業審査委員会での審査のもと、3回採択されたことがない団体を優先的に採択する。 | |
| ウ. 衣食住など生活の支援 | 栄養ある食事の確保 や正しい生活習慣の習得等 | | | |
| エ. 児童又はその保護者の就労の支援 | 就労率の向上や安定した収入の確保等 | | | |
| オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援 | 児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等 | | | |
| カ. 新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業（若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など） | 若年妊婦、ヤングケアラー、若年など、様々な対象者への支援の拡充 | | | |
| ※キ. その他、貧困の連鎖の解消につながる事業や、こどもの貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する事業も対象事業となる。 | | | | |

令和7年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業A）

○計75団体
(継続36・新規39)

【事業類型】 ア: 様々な学びを支援する事業、イ: 居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ: 衣食住など生活の支援を行う事業、エ: 児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ: 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ: 新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)
キ: その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

| 団体名 | 所在地 | 事業類型 | 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|-------------------------------|-----|------|----------------------|------|------|
| くっちゃん子ども子育て応援し隊 PopkeLab ★ | 北海道 | イ | Masterpiece | 東京都 | オ |
| 学びどき | 青森県 | ア | 青草の原 | 東京都 | イ |
| 鶴が丘一丁目町内会 ★ | 宮城県 | ア | サンカクシャ ★ | 東京都 | イ |
| やっぺす ★ | 宮城県 | イ | まちのかぜ ★ | 神奈川県 | ア |
| TEDIC ★ | 宮城県 | イ | えんでは | 新潟県 | ウ |
| M i K Oねっと | 埼玉県 | ア | WEKプロジェクト ★ | 石川県 | ア |
| こどもの居場所づくりinかわぐち ★ | 埼玉県 | キ | 蓬沢いきいきサロン | 山梨県 | ア |
| コンパスナビ | 埼玉県 | オ | こどもの未来をかんがえる会 | 長野県 | ア |
| マナビダネ | 埼玉県 | ア | 長野県社会福祉協議会 | 長野県 | オ |
| 彩の子ネットワーク ★ | 埼玉県 | ウ | よだか総合研究所 ★ | 岐阜県 | イ |
| 想創 ★ | 千葉県 | ア | なないろ支援 | 愛知県 | ア |
| ハイティーンズサポートちば ★ | 千葉県 | イ | LivEQualityHUB ★ | 愛知県 | ウ |
| BRIGHT ★ | 千葉県 | ウ | ママライフバランス | 愛知県 | ア |
| Eurekacoco | 千葉県 | イ | ファミリーステーションRin | 愛知県 | イ |
| 夢職人 | 東京都 | ウ | びすた〜り | 愛知県 | ウ |
| あじさいの集い富士見 ★ | 東京都 | イ | MIRAIProject | 愛知県 | キ |
| glolab | 東京都 | エ | 子育て支援を考える会TOKOTOKO ★ | 愛知県 | キ |
| キッズクラフト | 東京都 | キ | 草の根ささえあいプロジェクト ★ | 愛知県 | イ |
| 女性ネットSaya-Saya | 東京都 | イ | 心結舎 | 三重県 | ア |
| フードバンク大田 ★ | 東京都 | キ | | | |

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和7年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業A）

○計75団体
(継続36・新規39)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)
キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

| 団体名 | 所在地 | 事業類型 | 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|------------------------|-----|------|---------------------|------|------|
| いさやまワイワイハウス | 三重県 | ウ | うみのこてらす★ | 徳島県 | イ |
| Since | 滋賀県 | イ | ラ・ファミリエ | 愛媛県 | ア |
| ここたす | 京都府 | キ | みんなダイスキ松山冒険遊び場 | 愛媛県 | イ |
| satoyamaにこちゃん | 京都府 | イ | いとしま児童クラブ★ | 福岡県 | イ |
| 子どもネットワーク・ワルツ★ | 大阪府 | ウ | 舞台アート工房・劇列車★ | 福岡県 | キ |
| CPAO★ | 大阪府 | ウ | ふくおかこども食堂ネットワーク★ | 福岡県 | カ |
| いいねきーたん実行委員会★ | 大阪府 | ウ | チャイルドケアセンター★ | 福岡県 | イ |
| キリンこども応援団★ | 大阪府 | ウ | こどもの居場所サポートふくおか | 福岡県 | ア |
| 東深井つどいば食堂 ふらっと★ | 大阪府 | イ | mixjam | 福岡県 | ウ |
| みんなのIBASYOプロジェクト★ | 大阪府 | イ | ネイチャーサイエンススクール★ | 熊本県 | ア |
| ココまな★ | 大阪府 | ア | コレクティブ | 熊本県 | イ |
| 志塾フリースクールラシーナ★ | 大阪府 | ア | わらびかみ★ | 熊本県 | イ |
| 全国夜間中学ネット | 兵庫県 | ア | 権利擁護支援センターたけたねっと | 大分県 | イ |
| ピアサポート研究会★ | 兵庫県 | イ | アシストリンク | 宮崎県 | ア |
| こどもサポートステーション・たねとしくずく★ | 兵庫県 | イ | かごしまヤングケアラー支援ネットワーク | 鹿児島県 | カ |
| フードバンク奈良 | 奈良県 | ウ | 地域共生ライフアップ | 沖縄県 | ア |
| 市民ひろばなら小草★ | 奈良県 | イ | | | |
| 愛光会 | 鳥取県 | ウ | | | |
| f.saloon | 岡山県 | ア | | | |
| コネクト・ワン | 山口県 | イ | | | |

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和7年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業B）

○計50団体
(継続18・新規32)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

| 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|-----------------|------|------|
| 石狩シェアハピシティ計画 | 北海道 | カ |
| 永山ホビーキッチン | 北海道 | イ |
| くるくるネット★ | 北海道 | イ |
| 復興支援土業ネットワーク★ | 宮城県 | ア |
| 虹色の会 よっちゃん家井野川★ | 群馬県 | イ |
| オハナプロジェクト★ | 埼玉県 | ウ |
| 鬼まち一家 | 千葉県 | ウ |
| あさがおプロジェクト | 東京都 | ア |
| startupあさひ塾 | 東京都 | ア |
| 宮ノマエストロ★ | 神奈川県 | ア |
| DV対策センター | 神奈川県 | イ |
| フードバンクつばめ★ | 新潟県 | ウ |
| なんぶひらがり食堂 | 石川県 | イ |
| BRICOLAB★ | 福井県 | ア |
| WakuWakuの家★ | 山梨県 | ウ |
| b asewithYouth | 山梨県 | ア |
| ヴィンテージプラス | 愛知県 | ウ |

| 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|------------------|-----|------|
| エム・トゥ・エム | 愛知県 | イ |
| 未来キッズアカデミー | 愛知県 | ア |
| 教員副業コーディネーターまちまち | 愛知県 | ア |
| 愛知夜間中学を語る会★ | 愛知県 | ア |
| はすばな福祉会 | 愛知県 | キ |
| 彦根子どもサポートネットワーク★ | 滋賀県 | イ |
| ドレミ子ども食堂23 | 京都府 | ウ |
| ママキラ☆プロジェクト★ | 京都府 | イ |
| 秀和福祉会 | 大阪府 | イ |
| 子ども食堂 ほし組フレンズ | 大阪府 | カ |
| こども基地 | 大阪府 | ア |
| WAIKI★ | 大阪府 | イ |
| オートレランス | 大阪府 | イ |
| 子どもの居場所Yu-Ya | 大阪府 | イ |

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和7年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業B）

○計50団体
(継続18・新規32)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)
キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

| 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|------------------|------|------|
| 地域交流サロン・ぷらっと都島 | 大阪府 | ウ |
| このはホーム | 兵庫県 | ウ |
| 健康育児相談所 ★ | 兵庫県 | ウ |
| 柳本こどもあさごはん部実行委員会 | 奈良県 | ウ |
| サークル「もぐもぐ」 ★ | 和歌山県 | ウ |
| 彦島ぽればれ | 山口県 | キ |
| 地域食堂ぶらさーる | 山口県 | ウ |
| 魅祿會 | 香川県 | オ |
| メタセコイヤの家 ★ | 香川県 | イ |
| きかざりMADE協会 ★ | 香川県 | ア |
| 育ちと学びの応援団 | 福岡県 | ウ |
| カメレオンのしっぽ | 福岡県 | ウ |
| マミリア | 佐賀県 | ア |
| こどもとねっと ★ | 佐賀県 | ア |

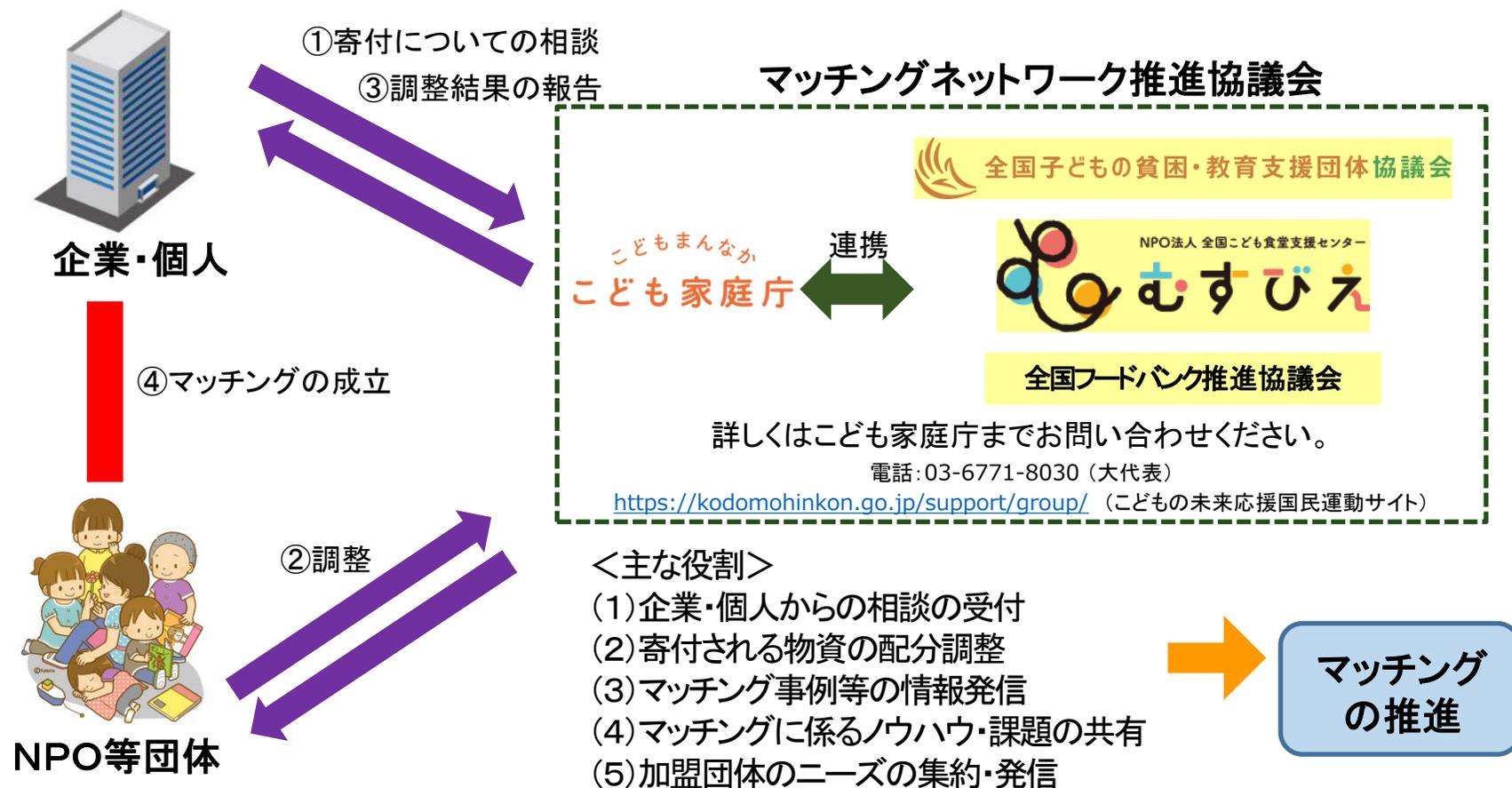
| 団体名 | 所在地 | 事業類型 |
|--------------|-----|------|
| つながる長崎 ★ | 長崎県 | ウ |
| ほくほく教室 | 熊本県 | キ |
| 佐伯こどもカンパニー | 大分県 | ア |
| DreamSupport | 宮崎県 | イ |
| 乙羽会 | 沖縄県 | ウ |

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

マッチングネットワーク推進協議会

「こどもの未来応援国民運動」の一環として、マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

<マッチングの流れ>



| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>別 紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、都道府県等が実施する<u>ひとり親</u>家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) <u>令和※年※月※日こ支家第※号「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う<u>ひとり親家庭等就業・自立支援事業</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> | <p>別 紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 4 1 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、都道府県等が実施する<u>母子</u>家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) <u>平成 20 年 7 月 22 日雇児発第 0722003 号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う<u>母子家庭等就業・自立支援事業</u></p> <p>(2) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 13 号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成 28 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 31 号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>(4) <u>令和5年12月13日こ支家第310号「地域こどもの生活支援強化事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（以下、3（4）、4（2）、6（8）、（9）において「都道府県等」という。）が行う地域こどもの生活支援強化事業並びに都道府県等が適当と認める民間団体（任意団体を含む。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>令和※年※月※日こ支家第※号「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭相談支援体制強化事業</p> <p>(9) <u>令和※年※月※日こ支家第※号「離婚前後家庭支援事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後家庭支援事業</p> <p>(10) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市が行う高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県及び指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県</p> | <p>(4) 平成26年9月30日雇児発0930第3号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成27年4月10日雇児発0410第5号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>(6) 平成26年9月30日雇児発0930第4号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>(7) <u>平成26年3月31日雇児発0331第5号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p> <p>(8) <u>令和6年3月29日こ支家第198号「離婚前後親支援事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援事業</p> <p>(9) 令和2年3月30日子発0330第2号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</p> <p>(10) <u>令和3年3月29日子発0329第11号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>(11) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市（以下、3（11）、4（4）、6（8）、（9）及び（12）において「都道府県等」という。）が行う高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>及び指定都市が適当と認める団体」という。)が行う事業に対して都道府県及び指定都市が補助する事業(以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)」という。)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(4)、(7)及び(11)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(5)(6)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(5)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ)(ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(4)の事業</p> <p>ア 都道府県等が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ)(ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県等が適当と認める民間団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額と、都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> | <p>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(以下「都道府県等が適当と認める団体」という。)が行う事業に対して都道府県等が補助する事業(以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)」という。)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(3)、(6)及び(11)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ)(ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(3)の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ)(ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>(3) 3の(7)の事業 (略)</p> <p>(4) 3の(11)の事業 ア <u>都道府県及び指定都市</u>が行う事業 (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 イ <u>都道府県及び指定都市</u>が適当と認める団体が行う事業に対して<u>都道府県及び指定都市</u>が補助する事業 (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と<u>都道府県及び指定都市</u>が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> | <p>得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(6)の事業 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(4) 3の(11)の事業 ア <u>都道府県等</u>が行う事業 (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 イ <u>都道府県等</u>が適当と認める団体が行う事業に対して<u>都道府県等</u>が補助する事業 (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と<u>都道府県等</u>が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> |
| <p>5～6 (略)</p> | <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けないで、</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) から (6) に掲げる条件</p> <p>この場合において (1)、(2)、(4) <u>及び</u> (5) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「<u>市町村長(指定都市市長、中核市市長及び特別区区長</u></p> | <p>この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を滞滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) から (6) <u>及び (12)</u> に掲げる条件</p> <p>この場合において (1)、(2)、(4) <u>、</u> (5) <u>及び (12)</u> 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「<u>指定都市市長</u>」と、「<u>国庫</u>」とあるのは「<u>都</u></p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>を含む。以下(9)アにおいて同じ。)」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「<u>市町村長</u>の承認」と、(4)中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、<u>(4)及び(5)中「国庫」とあるのは「都道府県」、「指定都市」、「中核市」又は「市町村」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>イ (12)に掲げる条件</u> この場合において「<u>都道府県及び指定都市</u>」とあるのは「<u>都道府県及び指定都市が適当と認める団体</u>」と、「<u>こども家庭庁長官</u>」とあるのは「<u>都道府県知事</u>」又は「<u>指定都市市長</u>」と、「<u>国庫補助金</u>」とあるのは「<u>間接補助金</u>」と、「<u>国庫</u>」とあるのは「<u>都道府県</u>」又は「<u>指定都市</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は<u>市町村長(指定都市市長、中核市市長及び特別区区长を含む。)</u>が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>都道府県及び指定都市</u>は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)を廃止する場合には、<u>都道府県及び指定都市</u>が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁長官が定める額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> | <p><u>道府県</u>又は「<u>指定都市</u>」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「<u>指定都市市長</u>の承認」と、(4)中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、<u>(12)中「都道府県等」とあるのは「都道府県等が適当と認める団体」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>イ 帳簿、証拠書類及び財産の保管期間に掲げる条件</u> 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は<u>指定都市市長</u>が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(12) <u>都道府県等</u>は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)を廃止する場合には、<u>都道府県等</u>が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁長官が定める額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する<u>ひとり親家庭等就業・自立支援事業</u>、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、<u>ひとり親家庭相談支援体制強化事業</u>、母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後家庭支援事業及び</u>社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業<u>並びに市町村が実施する地域こどもの生活支援強化事業</u></p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ、毎年度別に定める日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する<u>母子家庭等就業・自立支援事業</u>、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、<u>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</u>、母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後親支援事業</u>、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業<u>及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</u></p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ、毎年度別に定める日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業</p> <p>別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までに子ども家庭庁長官に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> |
| <p>8～10 (略)</p> | <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までにを行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 子ども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 子ども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> |
| <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する<u>ひとり親家庭等就業・自立支援事業</u>、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、<u>ひとり親家庭相談支援体制強化事業</u>、母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後家庭支援事業及び</u>社会保障・税番号制度に係る情</p> | <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する<u>母子家庭等就業・自立支援事業</u>、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、<u>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</u>、母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後親支援事業</u>、社会保障・税番号</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="116 162 1010 193"><u>報連携体制整備事業並びに市町村が実施する地域こどもの生活支援強化事業</u></p> <p data-bbox="116 201 1120 515">市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに子ども家庭庁長官に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="80 523 232 553">(2) (略)</p> <p data-bbox="62 805 232 836">12～13 (略)</p> | <p data-bbox="1189 162 2195 193">制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p data-bbox="1189 201 2195 515">市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに子ども家庭庁長官に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1158 523 1487 553">(2) 上記（1）以外の事業</p> <p data-bbox="1189 561 2195 716">別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに子ども家庭庁長官に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1158 762 1337 793">(補助金の返還)</p> <p data-bbox="1142 805 2195 916">12 子ども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p data-bbox="1158 962 1258 992">(その他)</p> <p data-bbox="1142 1005 2195 1115">13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ子ども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|---------------|------------------|--|---|------|---------------|----------------|---|---|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| 母子家庭等対策総合支援事業 | ひとり親家庭等就業・自立支援事業 | <p>次の①～⑦の事業の実施数に応じ、以下に定める金額</p> <p>① 就業支援事業 ② 就業支援講習会等事業 ③ 就業情報提供事業 ④ 在宅就業推進事業 ⑤ 広報啓発・広職、ニーズ把握活動等事業 ⑥ 就業環境整備支援事業 ⑦ その他就業・自立支援に資する先駆的な取組</p> <p>・1事業のみ実施の場合 15,000,000円 ・2事業実施の場合 30,000,000円 ・3事業以上実施の場合 43,891,000円</p> | ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | (略) | 母子家庭等対策総合支援事業 | 母子家庭等就業・自立支援事業 | <p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <p>・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0</p> <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>ア 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,819,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,534,000円 ウ 週6日実施の場合 8,248,000円 エ 週7日実施の場合 9,677,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>次のア又はイに定める金額</p> <p>ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合</p> <p>1センター当たり 14,418,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,861,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。</p> <p>ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円</p> <p>ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。</p> <p>(5) 養育費等支援事業</p> <p>ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額</p> <p>ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合</p> <p>1センター当たり 6,689,000円</p> <p>イ ア以外の事業を行う場合</p> <p>(ア) 週5日以下の実施の場合 4,862,000円 (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 5,100,000円 (ウ) 週6日実施の場合 5,341,000円 (エ) 週7日実施の場合 5,828,000円</p> <p>ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,831,000円</p> | 母子家庭等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 1/2 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|------|------|-------|------|-----|-----|---|---|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | | | | | | | <p>(6) 親子交流支援事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>1センター当たり 1,891,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>事前相談・支援計画書の作成・親子交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額</p> <p>(ア) 251件以上300件以下の場合 385,000円</p> <p>(イ) 301件以上350件以下の場合 770,000円</p> <p>(ウ) 351件以上400件以下の場合 1,155,000円</p> <p>(エ) 401件以上450件以下の場合 1,540,000円</p> <p>(オ) 451件以上500件以下の場合 1,925,000円</p> <p>(カ) 501件以上の場合 2,310,000円</p> <p>(7) 相談関係職員研修支援事業</p> <p>1センター当たり 2,837,000円</p> <p>(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業</p> <p>1センター当たり 2,300,000円</p> <p>(9) 心理担当者による相談支援事業</p> <p>1センター当たり 3,000,000円</p> <p>(10) 就業環境整備支援事業</p> <p>1センター当たり 2,880,000円</p> | | |
| | (削除) | | (削除) | (削除) | | | <p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>(1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり</p> <p>ア～オに定める額を合計した金額</p> <p>ア 就業支援等関係事業(1の(1)～(4))を行う場合</p> <p>2,000,000円</p> <p>イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合</p> <p>2,000,000円</p> <p>ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合</p> <p>1,000,000円</p> <p>エ 心理担当者による相談支援事業(1の(9))を行う場合</p> <p>3,000,000円</p> <p>オ 就業環境整備事業(1の(10))を行う場合</p> <p>2,880,000円</p> <p>(2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。</p> <p>ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 1事業あたり 3,000,000円</p> <p>イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 1事業あたり 6,000,000円</p> <p>ウ 支援対象者30人以上の場合 1事業あたり 9,000,000円</p> <p>ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。</p> <p>(3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。</p> <p>1事業当たり 6,689,000円</p> | <p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p> | 1/2 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|-----------------|---|-------|------|-----|-----------------|--|---|---------------------------------------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 次に算出した額の合計額 1 活動費 1か所当たり <p style="text-align: right;">4,306,000円</p> 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 <p style="text-align: right;">2,200円×延活動単位数</p> (イ)児童2人の場合 <p style="text-align: right;">2,200円×延活動単位数×1.5</p> (ウ)児童3人の場合 <p style="text-align: right;">2,200円×延活動単位数×2</p> (エ)児童4人の場合 <p style="text-align: right;">2,200円×延活動単位数×2.5</p> (オ)児童5人の場合 <p style="text-align: right;">2,200円×延活動単位数×3</p> イ 講習会会場等 <p style="text-align: right;">3,300円×延活動単位数</p> ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 <p style="text-align: right;">2,750円×延活動単位数</p> (イ)児童2人の場合 <p style="text-align: right;">2,750円×延活動単位数×1.5</p> (ウ)児童3人の場合 <p style="text-align: right;">2,750円×延活動単位数×2</p> (エ)児童4人の場合 <p style="text-align: right;">2,750円×延活動単位数×2.5</p> (オ)児童5人の場合 <p style="text-align: right;">2,750円×延活動単位数×3</p> エ 宿泊分 <p style="text-align: right;">11,000円×延児童数</p> オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 <p style="text-align: right;">1,860円×延活動単位数</p> (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 (2) 生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) <p style="text-align: right;">4,400円×延活動単位数</p> イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) <p style="text-align: right;">5,500円×延活動単位数</p> ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 <p style="text-align: right;">1,860円×延活動単位数</p> (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 | (略) | (略) | | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 次に算出した額の合計額 1 事務費分 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり <p style="text-align: right;">4,202,000円</p> 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 <p style="text-align: right;">1,000円×延活動単位数</p> (イ)児童2人の場合 <p style="text-align: right;">1,000円×延活動単位数×1.5</p> (ウ)児童3人の場合 <p style="text-align: right;">1,000円×延活動単位数×2</p> (エ)児童4人の場合 <p style="text-align: right;">1,000円×延活動単位数×2.5</p> (オ)児童5人の場合 <p style="text-align: right;">1,000円×延活動単位数×3</p> イ 講習会会場等 <p style="text-align: right;">1,500円×延活動単位数</p> ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 <p style="text-align: right;">1,250円×延活動単位数</p> (イ)児童2人の場合 <p style="text-align: right;">1,250円×延活動単位数×1.5</p> (ウ)児童3人の場合 <p style="text-align: right;">1,250円×延活動単位数×2</p> (エ)児童4人の場合 <p style="text-align: right;">1,250円×延活動単位数×2.5</p> (オ)児童5人の場合 <p style="text-align: right;">1,250円×延活動単位数×3</p> エ 宿泊分 <p style="text-align: right;">5,000円×延児童数</p> オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 <p style="text-align: right;">1,860円×延活動単位数</p> (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 (2) 生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) <p style="text-align: right;">2,000円×延活動単位数</p> イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) <p style="text-align: right;">2,500円×延活動単位数</p> ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 <p style="text-align: right;">1,860円×延活動単位数</p> (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 | ひとり親家庭等日常生活支援事業の 実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | | |
|-----|---------------|---|---|---------------------------------------|-----|-----|------|-------|------|--|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | |
| | ひとり親家庭等生活向上事業 | 次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等生活支援事業 (1) 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり $12,851,000円$ (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 $4,630,000円$ 2 こどもの生活・学習支援事業 (1) <u>生活指導・学習支援</u> ① 集合型により実施する場合:(3)ア、イ、エ及びオの合計 ② 派遣型により実施する場合:(3)ア及びウの合計 ③ 集合型と派遣型の両方を実施する場合:ア～オの合計 ア 事務費 1か所当たり $2,902,000円$ イ 事業費(集合型) 1か所当たり (ア)週2日以下開催 $4,960,000円$ (イ)週3日開催 $7,440,000円$ (ウ)週4日開催 $9,920,000円$ (エ)週5日以上開催 $12,400,000円$ ウ 事業費(派遣型) (ア)1回の訪問が1日の場合 $11,020円$ ×訪問延回数 (イ)1回の訪問が半日以内の場合 $7,000円$ ×訪問延回数 エ 軽食の提供 (ア)週2日以下開催 832,000円 (イ)週3日開催 1,248,000円 (ウ)週4日開催 1,664,000円 (エ)週5日以上開催 2,080,000円 オ 実施準備経費(1か所当たり) $※令和7年度中に支払われたものに限る。$ (ア)改修費等 4,000,000円 (イ)礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 $※$ 上記イ及びエの開催日数は、事業実施場所毎の開催日数の合計とする。 ④ (4)又は(5)を実施する場合 $※(1)もしくは生活困窮者自室支援法(平成25年法律第105号)に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施をする場合に限る。$ 事務費 1自治体当たり $2,902,000円$ (2) <u>長期休暇中の学習支援の追加開催</u> $※(1)の実施場所で長期休暇中に追加開催する場合に限る。$ 事業費(集合型) 1か所当たり ア 週1日追加開催 $424,000円$ イ 週2日追加開催 $848,000円$ ウ 週3日以上追加開催 $1,272,000円$ (3) <u>個別学習支援員の配置</u> 1人当たり $8,040円$ ×日数 (4) <u>受験料支援</u> 1人当たり $53,000円$ (5) <u>模擬試験受験料支援</u> ア 大学等を受験する場合 1人当たり $8,000円$ イ 中学3年生 1人当たり $6,000円$ | ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、 <u>扶助費</u> | (略) | | | | | | |
| | ひとり親家庭等生活向上事業 | 次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等生活支援事業 (1) 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり $12,528,000円$ (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 $4,507,000円$ 2 こどもの生活・学習支援事業 (1) 集合型により実施する場合:(3)ア、イ、エ及びオの合計 (2) 派遣型により実施する場合:(3)ア及びウの合計 (3) 集合型と派遣型の両方を実施する場合:ア～オの合計 ア 事務費 1か所当たり $2,746,000円$ イ 事業費(集合型) 1か所当たり (ア)週2日以下開催 $4,898,000円$ (イ)週3日開催 $7,346,000円$ (ウ)週4日開催 $9,795,000円$ (エ)週5日以上開催 $12,244,000円$ ウ 事業費(派遣型) (ア)1回の訪問が1日の場合 $10,420円$ ×訪問延回数 (イ)1回の訪問が半日以内の場合 $6,700円$ ×訪問延回数 エ 軽食の提供 (ア)週2日以下開催 832,000円 (イ)週3日開催 1,248,000円 (ウ)週4日開催 1,664,000円 (エ)週5日以上開催 2,080,000円 オ 実施準備経費(1実施場所当たり) (ア)改修費等 4,000,000円 (イ)礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 $※1$ 上記イ及びエの開催日数は、事業実施場所毎の開催日数の合計とする。 $※2$ <u>令和6年度中に支払われたものに限る。</u> | ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金 | 1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3 | | | | | | |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | | | |
|-----|----------------|--|--|--|------|------|------|------|--|-------|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | | 4対象経費 | 5補助率 |
| | 地域こどもの生活支援強化事業 | <p>次に算出した額の合計額</p> <p>(1) こどもの生活支援強化事業</p> <p>ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業</p> <p>1か所当たり 3,070,000円</p> <p>長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円</p> <p>※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。</p> <p>イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)</p> <p>1か所当たり 1,520,000円</p> <p>イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援)</p> <p>1か所当たり 300,000円</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子どもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業</p> <p>1か所当たり 2,912,000円</p> <p>エ その他上記に類する事業</p> <p>※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2) 要支援児童等支援強化事業【加算分】</p> <p>要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業</p> <p>1か所当たり 2,563,000円</p> <p>※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p> | | 地域こどもの生活支援強化事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金 | 2/3 | (新規) | (新規) | | | (新規) | (新規) |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|----------------------------|------|-------|------|-----|---------------|---|--|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 | (略) | (略) | (略) | | 母子家庭自立支援給付金事業 | 次に算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下) (2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) (3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) イ 令和4年4月1日から令和6年8月29日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下) ウ 令和6年8月30日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者(エを除く) 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下) エ 令和6年8月30日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了し、資格の取得をした者であって、一年以内に就職等した者又は就職等している者 教育訓練経費の85%相当額と講座の修業年数に600,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上2,400,000円以下) | 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費 | 3/4 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|-----|------|-------|------|-----|-----|---|-------|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | | | | | | | (4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) イ 令和4年4月1日から令和6年8月29日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) ウ 令和6年8月30日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者(エを除く) 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) エ 令和6年8月30日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了し、資格の取得をした者であって、一年以内に就職等した者又は就職等している者 教育訓練経費の85%相当額と講座の修業年数に600,000円を乗じた額のいずれか少ない額(2,400,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) | | |
| | | | | | | | 2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1) 高等職業訓練促進給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 (ア)養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 (イ)(ア)以外の者 100,000円×支給延月数 イ 市町村民税課税世帯に属する者 (ア)養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 (イ)(ア)以外の者 70,500円×支給延月数 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数 | | |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|--------------------------|------|-------|------|-----|--------------------------|--|--|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | (略) | (略) | (略) | | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 次により算出した額の合計額 1 受講開始時給付金 (1) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下) (2) 令和5年4月1日以降に講座を開始した者 ア 通信制のみの場合 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上200,000円以下) 2 受講修了時給付金 (1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) (2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円) (3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 ア 通信制のみの場合 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は125,000円) イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は250,000円) 3 合格時給付金 (1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) (2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) (3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 ア 通信制のみの場合 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は300,000円) | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費 | 3/4 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|--------------------|---|--|------|-----|-----------------------------|--|---|-------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | (略) | (略) | (略) | | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 次により算出した額の合計額 (1) 1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含まない。)を行っているものとする。 (2) プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3) キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、使用料及び賃借料)、委託料、共済費、負担金、補助 | 10/10 |
| | ひとり親家庭相談支援体制強化事業 | <p>次の①～⑩の事業の実施数に応じ、以下に定める金額</p> <p>① 心理担当者による相談支援事業</p> <p>② 就業支援専門員配置等事業</p> <p>③ 集中相談事業</p> <p>④ 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援</p> <p>⑤ 補助職員配置支援</p> <p>⑥ 夜間・休日対応支援</p> <p>⑦ 同行型支援</p> <p>⑧ 相談関係職員研修支援事業</p> <p>⑨ 支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援</p> <p>⑩ その他相談支援体制強化に資する先駆的な取組</p> <p>・1事業のみ実施の場合 10,000,000円</p> <p>・2事業実施の場合 20,000,000円</p> <p>・3事業以上実施の場合 27,893,000円</p> | ひとり親家庭相談支援体制強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | (略) | | ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 | <p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円</p> <p>(2) 集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円</p> <p>(3) 相談支援体制の強化(十日対応を行う場合)</p> <p>① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,210,000円</p> <p>② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,648,000円</p> <p>③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,681,000円</p> <p>④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,948,000円</p> <p>(十日対応を行わない場合)</p> <p>① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円</p> <p>② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,999,000円</p> <p>③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,032,000円</p> <p>(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,821,000円</p> | ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | 1/2 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|------|-------------------------|---|---------------|------|-----|-------------------------|---|--|------|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | 離婚前後家庭支援事業 | <p>次の①～⑮の事業の実施数に応じ、以下に定める金額</p> <p>① 相談員の配置(親子交流支援員の配置を含む)</p> <p>② 親支援講座・情報提供</p> <p>③ 離婚前段階からの支援体制強化</p> <p>④ 戸籍・住民担当部局との連携強化</p> <p>⑤ 弁護士等による個別相談支援</p> <p>⑥ 養育費等の取決めに係る費用補助(公正証書等による債務名義取得支援、戸籍謄本等の書類取得補助、ADRの活用補助)</p> <p>⑦ 養育費の履行確保に係る費用補助(保証契約支援、養育費受取に係る弁護士の活用)</p> <p>⑧ 同行支援</p> <p>⑨ 親子交流支援</p> <p>⑩ 離婚前後のカウンセリング支援</p> <p>⑪ 外国語に対応した支援</p> <p>⑫ 託児サービスの実施</p> <p>⑬ 夜間、休日対応</p> <p>⑭ SNS等による相談対応</p> <p>⑮ その他養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する先駆的な取組</p> <p>・1事業のみ実施の場合 12,000,000円</p> <p>・2事業実施の場合 24,000,000円</p> <p>・3事業以上実施の場合 40,029,000円</p> | 離婚前後家庭支援事業(略) | | | 離婚前後親支援事業 | <p>次により算出した額の合計額</p> <p>1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり</p> <p>16,000,000円</p> | 離婚前後親支援事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費 | 1/2 |
| | 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業 | (略) | (略) | (略) | | 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業 | こども家庭庁長官が必要と認めた額 | 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 | 2/3 |
| (削除) | (削除) | (削除) | (削除) | (削除) | | ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業 | 1か所当たり 2,200,000円 | ひとり親家庭等に対する相談体制強化事業を実施するために必要な報酬、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 1/2 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|-----|----------------------------------|--|-------|------|-----|----------------------------------|--|---|--|
| 別表 | | | | | 別表 | | | | |
| 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 | 1区分 | 2種目 | 3基準額 | 4対象経費 | 5補助率 |
| | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金) | (略) | (略) | (略) | | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金) | 1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内 2 就職準備金 1人当たり 200,000円以内 3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(高等職業訓練促進資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費 | 9/10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。 |
| | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) | 1 住宅支援資金 1人当たり月額 70,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円 | (略) | (略) | | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) | 1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費 | 9/10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。 |

(案)

こ 支 家 第 ● 号

令和 7 年 ● 月 ● 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

こども家庭庁支援局長

ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

本通知の施行に伴い、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成 20 年 7 月 22 日付け雇児発第 0722003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

(別 紙)

ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、ひとり親家庭等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足などひとり親家庭等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。

ひとり親家庭等の自立の支援は、生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。

こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々のひとり親家庭等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭相談支援体制強化事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭等への支援を行うこととする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

また、事業の実施に当たっては、複数の自治体での共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、職業紹介等を行う企業等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

3 対象者

対象者は、ひとり親家庭等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。

また、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

4 事業の内容等

就業・自立支援に資するものとして考えられる以下の（１）から（７）までの支援を、地域の実情に応じて実施するものとするが、効果的なものとなるよう複数の支援を組み合わせることが望ましい。また、総合的な自立支援を行うために離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭相談支援体制強化事業を組み合わせ実施することも差し支えない。た

だし、その場合は合理的な方法で費用の分担を行うこと。

なお、当該事業、もしくは当該事業と離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭等相談支援体制強化事業を組み合わせた事業を実施する場所を、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親家庭支援センター等と位置づけ、住民にとって身近な場所でひとり親支援が受けられることを示して事業実施することが望ましい。

(1) 就業支援事業

ア 就業相談

個々のひとり親家庭等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、必要に応じて、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 就業相談は、ひとり親家庭等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。

(イ) 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、ひとり親家庭等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等に繋げるなど、連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

(ウ) 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。

(エ) 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。

(オ) 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

(カ) 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

イ 就業促進活動

地域の企業等に対し、ひとり親家庭等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、ひとり親家庭等に対する事業所等の理解を深めるため、ひとり親家庭等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

(イ) 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。

(ウ) その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(2) 就業支援講習会等事業

ひとり親家庭等には、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者などの様々なニーズがあると考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日の開催や、市街地のほか郊外における開催等、ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえた開催に努めるほか、次の事項に留意すること。

ア セミナーの実施

(ア) セミナー講師には、ひとり親家庭等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。

(イ) セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。

- a ひとり親家庭等への支援策についての情報提供
- b 働くことの意義と適性
- c 就業に向けての生活環境のチェック
- d 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
- e 企業の求める人材
- f 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）
- g 体験談、意見交換
- h 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

イ 講習会の実施

(ア) 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

(イ) 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

a 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

b 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

(a) 原則としてひとり親家庭等であって、配偶者のない女子又は配偶者のない男子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

(b) 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

c 支給額

交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。

ウ 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、ひとり親家庭等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

(ア) 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

なお、ひとり親家庭等が職業訓練を受講する際においても、上記と同様の託児サービスを実施して差し支えない。

(3) 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、ひとり親家庭等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録されたひとり親家庭等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール等によるオンライン相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材センター・バンク等関係機関と密接な連携を図ること。

イ 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。

ウ 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

エ 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット

等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

オ 就業に関する情報を定期的に提供するとともに、新着情報を登録者に提供すること。

カ 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用したオンライン相談に応じる等就業中のひとり親家庭等の労働条件に関する諸問題について相談に応じる体制を構築することが望ましい。

キ 収集した情報は、地域のひとり親家庭等への就業活動を支援する母子・父子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

ク ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へひとり親家庭等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

ケ インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(4) 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等（以下「在宅就業希望者等」という。）を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報共有に資するためのサロン事業などを行い、在宅就業希望者等に必要な支援を行うこととする。

また、在宅就業希望者等に対して、在宅就業コーディネーターを通じて、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する次の取組を実施することができる。

ア 在宅就業コーディネーターの配置

事業実施者（在宅就業コーディネーターを通じた支援を行うために、在宅就業希望者等に対して、業務の発注、納品に対する報酬の支払い等を行う者）は、在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者で、在宅就業希望者等に対する適切な支援を行う能力を有する者を在宅就業コーディネーターとして配置するものとする。

イ 支援の対象者

支援の対象者は、事業実施者が別に定める事業計画に基づく在宅業務について、これを実施できる一定の知識や技術等を有すると認められる者とする。

なお、一定の知識や技術等の習得が必要な者に対しては、4（2）の就業支援講習会等事業で行われている訓練や自立支援教育訓練給付金、雇用保険制度の教育訓練給付金等を活用させたいうで、本事業による支援を行うこと。

ウ 事前相談の実施

支援の対象者を決定するに当たっては、事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、在宅就業希望者等が望む在宅就業の形態や職業生活の展望等を聴取するとともに

に、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、在宅業務を実施できる一定の知識や技術等を有することを確認すること。

エ 事業実施計画の策定

事業実施者は、事業実施計画を策定し、事業の目標及び目標を達成するための手段を明確にすること。

オ 在宅就業コーディネーターの業務

在宅就業コーディネーターは次に掲げる業務を行う。

(ア) 在宅就業希望者等に対し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理など、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援を行うこと。

(イ) 在宅就業希望者等に対し、在宅業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するために情報提供を行うこと。

(ウ) 在宅就業希望者等に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。

カ 在宅就業希望者等への報酬の支払い

事業実施者は、在宅就業希望者等と請負契約を結んだうえで、在宅就業希望者等に対し、発注、報酬の支払いを行うものとする。

なお、請負契約の締結に際しては、在宅就業希望者等に対して十分に説明を行うこと。

キ 発注時における在宅就業希望者等への説明

事業実施者は、在宅就業希望者等に対して発注する際には、次に掲げる事項を明示すること。

(ア) 在宅業務の内容

(イ) 請負契約に基づき在宅就業希望者等が行う在宅業務の実施方法（物品製造等業務の作業手順や危険回避の留意事項等）

ク 支援状況の把握

事業実施者は支援期間中の在宅就業希望者等の在宅就業による収入月額を把握し、在宅就業希望者等の収入月額の向上に努めること。

ケ 支援期間について

在宅就業コーディネーターによるサポートは原則として、最長1年とする。

コ 母子・父子自立支援員や就業支援専門員との連携について

(ア) 在宅就業コーディネーターは、在宅就業希望者等の就業その他生活の相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員又は就業支援専門員等と連携した支援を行うこと。

(イ) 支援にあたっては可能な限り母子・父子自立支援プログラムを策定して、適切な支援メニューを在宅就業希望者等に提供すること。

(5) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭等への支援については、相談・支援の過程やニーズ調査などを通じて地域の支援ニーズを把握した上で、地域の支援メニューが地域の支援ニーズに適合し

たものとなるよう不断に見直しを行い、中期的な支援メニューの充実方策について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」に反映させることなどを通じて、支援メニューを積極的・計画的に整備していく必要がある。

また、支援施策については、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用も含め、ひとり親家庭等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知することが必要である。

このため、都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うこととする。

(6) 就業環境整備支援事業

ひとり親家庭等について、自宅にPCやインターネット環境が整備されていないことを理由に、在宅就業や各種オンライン訓練の受講が妨げられることのないよう、必要なPCやモバイルWi-Fiルーター等の貸し出しを行う。

貸出しするPCについては、在宅就業や各種オンライン訓練に必要なソフトを導入した上で貸出すよう配慮すること。

また、PC等の調達については、リース契約等を原則とする。ただし、契約期間中（複数年度）の国庫補助を確約するものではなく、毎年度必要に応じて別に定めるところにより申請が必要なことに留意すること。

(7) その他就業・自立支援に資する先駆的な取組

(1) から(6)までのほか、ひとり親家庭等の就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、事業計画について別に定めるところによりこども家庭庁に提出するものとし、事業終了後においては、取組の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところによりこども家庭庁に報告するものとする。

5 関係機関との連携等

都道府県等は、これらの事業を実施するに当たっては、ひとり親家庭等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材センター・バンク、児童相談所、こども家庭センター、福祉事務所、養育費・親子交流相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、母子・父子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

6 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

別紙 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表 (案)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>雇 児 発 0930 第 13 号 平 成 26 年 9 月 30 日 一部改正 雇 児 発 0401 第 30 号 平 成 28 年 4 月 1 日 一部改正 子 発 0622 第 5 号 平 成 30 年 6 月 22 日 一部改正 子 発 0330 第 15 号 令 和 2 年 3 月 30 日 一部改正 子 発 0322 第 10 号 令 和 4 年 3 月 22 日 <u>一部改正 こ 支 家 第 ※ 号</u> <u>令 和 7 年 ※ 月 ※ 日</u></p> | <p>雇 児 発 0930 第 13 号 平 成 26 年 9 月 30 日 一部改正 雇 児 発 0401 第 30 号 平 成 28 年 4 月 1 日 一部改正 子 発 0622 第 5 号 平 成 30 年 6 月 22 日 一部改正 子 発 0330 第 15 号 令 和 2 年 3 月 30 日 一部改正 子 発 0322 第 10 号 令 和 4 年 3 月 22 日</p> |
| <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> | <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。<u>ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> | <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義 (1) この通知において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。 (2) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。</p> <p>3 実施主体 実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO法人や介護事業者等に委託することができる。</p> <p>4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----------------|--|
| <p>5～12 (略)</p> | <p>(2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>5 便宜の種類及び内容 便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。 (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。 (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。</p> <p>6 事業の実施場所 この事業の実施場所は、次のとおりとする。 (1) 生活援助 被生活援助者の居宅 (2) 子育て支援 ア 家庭生活支援員の居宅 イ 講習会等職業訓練を受講している場所 ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所(子育て支援を受ける者の居宅を含む。)</p> <p>7 家庭生活支援員の選定等 実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。 (1) 生活援助 生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を有する者、又は、生活援助の実施に必要な研修として実施主体が認めた研修を修了した者 (2) 子育て支援 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者</p> <p>8 家庭生活支援員の登録 (1) 実施主体は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を作成すること。 (2) 実施主体は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容の変更を行うこと。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p>(3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うこと。</p> <p>9 家庭生活支援員の派遣等の決定等</p> <p>(1) 事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣等を必要とするひとり親家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。</p> <p>(2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。</p> <p>なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ること。</p> <p>10 費用の負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯の負担とすることができる。</p> <p>11 関係機関との連携</p> <p>都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子・父子自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。</p> <p>12 国の補助</p> <p>国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> | <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1 目的 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭のこどもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。 このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決やこどもの生活・学習支援を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。</p> <p>第2 定義 (1) この通知において、「ひとり親家庭等生活向上事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法第31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法第35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。 (2) この通知において、「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。 (3) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。 (4) この通知において、「養育者家庭」とは、父母のないこどもが養育者(祖父母等)により養育されている家庭をいう。</p> <p>第3 実施主体 実施主体は、都道府県等(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)又は市町村(特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)とし、この事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等(以下「事業実施団体等」という。)に委託することができる。</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(1) 目的</p> <p>ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児又は自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>事業内容は、次の①～⑤とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 家計管理・生活支援講習会等事業</p> <p>家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> | <p>(1) 目的</p> <p>ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、<u>こどもものしつけ</u>・育児又は自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>ひとり親家庭等を対象とする。ただし、(3)⑤については、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>事業内容は、次の①～⑤とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>① 相談支援事業</p> <p>育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。</p> <p>また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援までの一連の支援を実施する。</p> <p>② 家計管理・生活支援講習会等事業</p> <p>家計管理、<u>こどもものしつけ</u>・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する。</p> <p>③ 学習支援事業</p> <p>高等学校卒業程度認定試験の合格等のための学習支援を実施する。</p> <p>④ 情報交換事業</p> <p>ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。</p> <p>⑤ ひとり親家庭地域生活支援事業</p> <p>離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(4)</p> <p>① 相談支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行う<u>こと。</u></p> <p><u>また、</u>必要に応じて、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行う<u>とともに、</u>本人の同意を得た上で、相談者<u>からの相談内容</u>について情報提供を行うこと。</p> <p>。なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ～コ (略)</p> | <p>後の住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を実施する。</p> <p>(4) 実施方法等</p> <p>① 相談支援事業</p> <p>ア 相談に応じる者(以下「相談員」という。)には、ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。</p> <p>イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行う<u>ほか、</u>必要に応じて、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行う<u>こと。また、必要な場合には、</u>本人の同意を得た上で、<u>母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに</u>相談者について情報提供を行うこと。</p> <p>。なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。</p> <p>エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各種支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。</p> <p>オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。</p> <p>カ 地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による、ひとり親家庭等の居宅への訪問相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援を実施する場合は、訪問・出張相談から同行・見守り支援までの支援を一体的に実施すること。</p> <p>。キ カの訪問・出張相談の実施にあたっては、関係部署等と連携の上</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|----------------|---|
| <p>②～⑤ (略)</p> | <p>自治体が実施する講習会等のほか、民間団体が実施する相談会等を積極的に活用すること。また、居宅への訪問相談の実施に当たっては、平日夜間や土日祝日の訪問実施を含め、ひとり親家庭等の生活実態等を踏まえた対応を行うこと。</p> <p>ク カの同行支援を実施するに当たっては、あらかじめ、相談対応の中から支援対象者のニーズを把握し、母子・父子自立支援員等と連携し、適切な相談窓口につなげること。なお、各種サービスの申請が円滑に行われるよう、事前に訪問先の相談窓口と調整するなど必要な対応を行うこと。</p> <p>ケ カの見守り支援を実施するに当たっては、支援対象者が孤立することがないように、面会や電話等により定期的に連絡を取るなど、個々の支援対象者の状況に応じた配慮を行うこと。</p> <p>コ カの支援の実施に当たっては、地域でひとり親家庭支援や子育て支援等を行う民間団体を積極的に活用するものとし、ア～オに準じて実施するものとする。</p> <p>② 家計管理・生活支援講習会等事業</p> <p>ア 講習内容は、講習を受講することにより受講者の家計管理能力の向上や自立につながると認められるものとする。</p> <p>イ 講習会の講師には、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識・経験を有する者を選定すること。</p> <p>ウ 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者による個別相談を実施すること。</p> <p>エ 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。</p> <p>オ 個別相談の実施により必要がある場合には、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。</p> <p>カ 講習会や個別相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。</p> <p>③ 学習支援事業</p> <p>ア 高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施すること。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|--|
| | <p>イ 学習支援を行う者については、教員OB等適切な人材を募集・選定すること。</p> <p>ウ 個々の習熟度に応じた支援を提供するため、必要に応じて、個別支援を実施すること。</p> <p>エ 学習塾形式のほか、家庭訪問により支援を実施することができる。</p> <p>オ 学習支援を行う者その他この事業の関係者は、学習支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。</p> <p>④ 情報交換事業</p> <p>ア 事業を実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。</p> <p>イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。</p> <p>(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成</p> <p>(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚</p> <p>(ウ) 良好な人間関係の形成への支援</p> <p>(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援</p> <p>ウ 児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。</p> <p>エ 指導者その他この事業の関係者は、活動支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。</p> <p>⑤ ひとり親家庭地域生活支援事業</p> <p>ア 事業を実施するにあたり、ひとり親家庭（離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父を含む。以下、エ及びカにおいても同じ。）からの相談への対応、福祉事務所やハローワークなどの各種支援機関との連絡調整等を行う者（以下「調整員」という。）を配置すること。</p> <p>イ 調整員は、個々の家庭のニーズを適切に把握するとともに、自立に向け、就業支援を始めとした必要な支援の提供に向けて、各種支援機関との連絡調整や必要に応じて相談窓口へ同行するなど、きめ細かな支援を実施すること。</p> <p>ウ 育児や家事などの子育てや生活一般等に関する相談については、母子生活支援施設の機能を十分に活用すること。</p> <p>エ 施設利用期間はおおむね3か月程度とする。この事業の利用にあたっては、こども家庭センターや福祉事務所等の関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえること。なお、ひとり親家庭が母子生活支援施設への入所を希望する場合又は母子生活支援施設での支援が必要な場合は、ひとり親家庭の意向を確認の上、福祉事務所等関係機関への</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(5) (略)</p> <p>2 こどもの生活・学習支援事業 (1) (略)</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭 <u>(児童扶養手当受給世帯に限定されるものではない)</u> や養育者家庭、低所得子育て世帯等のこどもを対象とする。なお、対象とする家庭の範囲については、地域の実情に応じ、各自治体において、定めるものとする。</p> | <p>連絡調整等を行うこと。 オ 調整員その他この事業の関係者は、活動支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。 カ 本事業を活用して、ひとり親家庭が母子生活支援施設を利用する場合、措置入所とは異なることから、措置費の入所世帯数の算定からは除外すること。 キ 必要に応じて、母子生活支援施設以外の民間賃貸住宅等において実施する場合も対象とする。</p> <p>(5) 託児サービスの実施 必要に応じて、ひとり親家庭が、「(3) 事業内容」に掲げる①～④の事業を利用している間、ひとり親家庭のこどもを預かる託児サービスを実施すること。 ① 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。 ② あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。 ③ 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等に十分に配慮すること。 ④ 補食等を提供した場合は、利用者の実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。</p> <p>2 こどもの生活・学習支援事業 (1) 目的 ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館、民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等のこどもを対象とする。なお、対象とする家庭の範囲については、地域の実情に応じ、各自治体において、定めるものとする。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>ただし、大学等受験料支援及び模擬試験受験料支援におけるこどもの年齢は20歳未満の者を対象とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①から⑤までの支援を地域の実情に応じ、組み合わせて実施すること。なお、②及び③においては、①の実施を必須とし、④及び⑤においては、①もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施を必須とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 個別学習支援員の配置</u> <u>外国人を親にもつこどもや個別支援が必要なこどもなど個別に学習の支援が必要なこどもに対応できるよう、個別学習支援員を配置することができる。</u></p> <p><u>④・⑤ (略)</u></p> <p>(4) 事業の実施方法等</p> <p>① (略)</p> | <p>ただし、大学等受験料支援及び模擬試験受験料支援におけるこどもの年齢は20歳未満の者を対象とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①から④までの支援を地域の実情に応じ、組み合わせて実施すること。なお、②においては、①の実施を必須とし、③及び④においては、①もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施を必須とする。</p> <p>① 生活指導・学習支援</p> <p>ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導</p> <p>イ 学習習慣の定着等の学習支援</p> <p>ウ 軽食の提供</p> <p>② 長期休暇中の学習支援の追加開催</p> <p>夏季や冬季などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>③ 大学等受験料支援</p> <p>大学等を受験する際の受験料を支援する。</p> <p>④ 模擬試験受験料支援</p> <p>中学生・高校生等の受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。</p> <p>(4) 事業の実施方法等</p> <p>① 生活指導・学習支援</p> <p>従事者及びその業務内容は次のとおりとする。</p> <p>○ 従事者</p> <p>ア コーディネーターの配置</p> <p>実施主体は、本事業の実施に当たり、教員OBや学生ボランティア等の支援員（以下「支援員」という。）の募集・選定・派遣調整、教材の作成等を行うコーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 管理者の配置</p> <p>事業の実施場所に、支援員の指導・調整、会場運営に係る管理等の現場を統括する管理者を配置すること。</p> <p>ウ 支援員の配置</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p>支援員は、こどもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められるボランティア等であって、こどもに対して適切な生活支援や学習支援等ができる者であること。</p> <p>なお、支援員は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭や低所得子育て世帯等で育った者やひとり親家庭や低所得子育て世帯等の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。</p> <p>○ 業務内容等</p> <p>ア 支援員は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつこどもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに、こどもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じること。</p> <p>イ 支援員その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分に配慮すること。</p> <p>ウ 事業の実施場所は、児童館や公民館、民家、母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定すること。また、良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。</p> <p>エ 事業を実施する日時、頻度等は、利用するこどもの人数等を勘案して決定すること。</p> <p>オ 支援員の確保に当たっては、近隣の大学や地域の社会福祉協議会等の協力を求めること。</p> <p>カ 必要に応じ、支援員に対し、こどもに対する支援に関する研修を実施すること。</p> <p>キ 支援員をひとり親家庭や低所得子育て世帯等に派遣することにより、基本的な生活習慣の習得支援、生活指導や学習支援を行うことができる。</p> <p>ク 学習支援については、eラーニング形式など情報通信ネットワークを活用した学習支援を実施することができる。</p> <p>ケ 集中して学習することが出来るよう、学習支援を開催していない時に自習室として開放するなど工夫すること。</p> <p>コ 軽食の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。</p> <p>サ 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、必要に応じ、</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>② 大学等受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を支給すること。</p> <p>ア 支給要件 申請時点で（ア）に該当し、かつ（イ）又は（ウ）に該当すること。 （ア）「① 生活指導・学習支援」若しくは生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者</p> <p>（イ）・（ウ） （略）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>③ （略）</p> | <p>実費を徴収することができる。</p> <p>② 大学等受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を支給すること。</p> <p>ア 支給要件 申請時点で（ア）に該当し、かつ（イ）又は（ウ）に該当すること。 （ア）「① 生活指導・学習支援」若しくは生活困窮者自立支援法 <u>（平成25年法律第105号）</u>に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者</p> <p>（イ）ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4月から5月末までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</p> <p>（ウ）（イ）に規定している者以外の者であって、（ア）に規定しているこどもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</p> <p>イ 対象費用 大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料</p> <p>ウ 支給額 イに該当するものとして支払った費用（その額がこども1人あたり53,000円を超えるときは53,000円とする）</p> <p>③ 模擬試験受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料を支給すること。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---------------------------------|---|
| <p>(5) (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> | <p>ア 支給要件 ②アに規定する支給対象要件を準用する。</p> <p>イ 対象費用 進学のための受験に向けた模擬試験の受験料</p> <p>ウ 支給額 (ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用(その額がこども1人あたり8,000円を超えるときは8,000円とする) (イ) 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用(その額がこども1人あたり6,000円を超えるときは6,000円とする)</p> <p>(5) 支援が必要なこどもの把握 支援員は、支援が必要なこどもの把握に努め、市町村等のひとり親家庭や低所得子育て世帯等の相談窓口、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関、こども家庭センター、学校や放課後児童クラブ等と連携を図り、必要な支援に繋げること。</p> <p>第5 関係機関との連携等 都道府県等及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、母子生活支援施設、福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。 また、児童虐待が疑われる場合は、関係機関と連携して適切な対応を図ること。</p> <p>第6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。</p> |

「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」比較表 (案)

| 令和7年度 | 令和6年度（令和5年度からの繰越分） |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">こ支家310号 令和5年12月13日 <u>こ支家第〇号</u> <u>一部改正 令和7年〇月〇日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁支援局長</p> <p style="text-align: center;">地域こどもの生活支援強化事業の実施について</p> <p>標記について、別紙「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> | <p style="text-align: right;">こ支家310号 令和5年12月13日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁支援局長</p> <p style="text-align: center;">地域こどもの生活支援強化事業の実施について</p> <p>標記について、別紙「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> |

地域こどもの生活支援強化事業実施要綱

第1・第2 (略)

第3 事業の内容等

都道府県等においては、地域の実情に応じて、次の(1)アからエまでの支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて(2)の事業を実施することができる。

(1) 地域こどもの生活支援強化事業

ア ①こどもの食事の支援(こども食堂、こども宅食、フードパントリーなど)や、様々な機会・体験(こどもの居場所、学習教室、プレーパークなど)の提供を行う事業及び生活支援(文房具、生理用品など、こども

地域こどもの生活支援強化事業実施要綱

第1 目的

「こども未来戦略方針」に基づく、多様な支援ニーズへの対応策として盛り込まれた本事業は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

第2 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「都道府県等」という。)とする。
- (2) 本事業については、市町村が中心となって実施するものであるが、市町村における事業実施体制の整備が困難な場合等については、都道府県は自ら事業を実施できるものとする。
- (3) 地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市町村が、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たす必要がある。また、都道府県は、広域調整、市町村の後方支援、取りまとめの役割を果たす必要がある。そのため、実施主体となる都道府県等の責任の下に本事業を実施するものとする。
- (4) 都道府県等は、地域の実情に応じ、当該都道府県等が適切と認める民間団体(任意団体含む。以下同じ。)に事業の実施を委託又は補助により実施することができる。

第3 事業の内容等

都道府県等においては、地域の実情に応じて、次の(1)アからエまでの支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて(2)の事業を実施することができる。

(1) 地域こどもの生活支援強化事業

ア ①こどもの食事の支援(こども食堂、こども宅食、フードパントリーなど)や、様々な機会・体験(学習教室、プレーパークなど)の提供を行う事業及び生活支援(文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の提供等)

| 令和7年度 | 令和6年度（令和5年度からの繰越分） |
|--|--|
| <p>の生活に必要な物品の提供等）を行う事業 ②（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 <u>（削除）</u></p> <p>エ （略） （2）（略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 支援が必要なこどもや家庭への対応 （1）・（2）（略）</p> | <p>を行う事業 ②長期休暇対応支援強化事業 ①に関して、夏休み、冬休みなどの長期休暇期間における活動回数の増加を図る事業</p> <p>イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）を活用したこどもの居場所等の立上げを支援する事業（立上げ支援） ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 <u>※ 本事業の実施前に、平成28年4月1日雇児発0401第31号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」における「こどもの生活・学習支援事業」の「連携体制整備」として実施されている場合、本事業の対象外とし、令和5年11月29日以降に新たに本事業として実施するものを対象とする。</u></p> <p>エ その他上記に類する事業 （2）要支援児童等支援強化事業 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭に対して、こども食堂等の支援を行う民間団体等がこども等の状況を把握し、必要に応じて自治体（こども家庭センター等）に情報提供を行い適切な支援につなげる事業</p> <p>第4 対象 ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱えるこども等を対象とする。なお、対象とするこどもの範囲については、地域の実情に応じ、都道府県等において、定めるものとする。</p> <p>第5 支援が必要なこどもや家庭への対応 （1）事業の実施にあたっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要なこどもや家庭の把握に努めること。 （2）支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、自治体や関係機関と連携して適切な対応を図ること。</p> |

| 令和7年度 | 令和6年度（令和5年度からの繰越分） |
|--|--|
| <p data-bbox="129 177 1097 248"><u>(3) (1) 及び (2) について、自治体の具体的な対応方針を支援先の民間団体等と共有したうえで、事業を実施すること。</u></p> <p data-bbox="85 296 257 325">第6 留意点</p> <p data-bbox="129 336 268 365">(1) (略)</p> <p data-bbox="129 451 1097 639">(2) 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など 地域にある様々な場所の活用に加え、児童館、公民館など、こどもがアクセスしやすい場所、<u>時間帯での実施を図り、中高生など幅広い年齢層に配慮した事業を実施すること。</u>また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。</p> <p data-bbox="129 647 407 676">(3) ～ (7) (略)</p> <p data-bbox="85 1114 239 1142">第7 (略)</p> | <p data-bbox="1167 177 1267 205"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1122 296 1294 325">第6 留意点</p> <p data-bbox="1167 336 2181 445">(1) 長期休暇期間における地域でのこどもの生活支援を強化するため、食事の支援等について、長期休暇対応支援強化事業を積極的に活用して活動回数を増加できるように努めること。</p> <p data-bbox="1167 451 2181 600">(2) 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など 地域にある様々な場所の活用に加え、児童館、公民館など、こどもがアクセスしやすい場所<u>での実施を図ること。</u>また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。</p> <p data-bbox="1167 647 2181 719">(3) 食事の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。</p> <p data-bbox="1167 726 2181 796">(4) 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得よう努めること。</p> <p data-bbox="1167 802 2181 874">(5) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。</p> <p data-bbox="1167 880 2181 952">(6) 民間団体への補助の実施にあつては、民間団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。</p> <p data-bbox="1167 959 2181 1067">(7) 民間団体への補助の実施にあつては、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託及び補助事業の実施対象者とはしないものとする。</p> <p data-bbox="1122 1114 1326 1142">第7 国の補助</p> <p data-bbox="1151 1153 2181 1225">国は、別に定めるところにより、本事業を補助するものとする。なお、他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> |

(案)

こ 支 家 第 ● 号

令和 7 年 ● 月 ● 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

こども家庭庁支援局長

ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

本通知の施行に伴い、令和 3 年 3 月 29 日付け子発 0329 第 11 号厚生労働省子ども家庭局長通知「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」及び平成 26 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」は、廃止する。

(別 紙)

ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、配偶者の暴力など多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。

とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。

他方で、母子・父子自立支援員をはじめとした相談支援を行う職員（以下「母子・父子自立支援員等」という。）がひとり親家庭等の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員等が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや研修機会の確保、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり、同行型支援を行う体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、ひとり親家庭等に対して、個々の状況に応じて適切な支援を提供できるよう、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。また、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

また、事業の実施に当たっては、複数の自治体での共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

3 支援対象

支援対象は、ひとり親家庭等とする。また、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 心理担当者による相談支援事業

ひとり親家庭等の相談支援にあたって、就職に有利になる資格取得の促進や職業訓練等の支援制度の説明だけでなく、ひとり親家庭等のエンパワメント（自らの潜在能力を引き出し自分自身の生活や環境をコントロールしていく力）を育むため、心理担当者を配置し、ひとり親家庭等に対し心理面のアプローチも考慮した相談支援を行う。

心理担当者は、心理に関する専門資格を有するもの又はこれと同程度と認められるものとし、母子・父子自立支援員等との兼務を可能とする。ただし、兼務の場合はそれぞれの業務の分担等に応じて費用の分担を行うこと。

(2) 就業支援専門員配置等事業

ア 実施方針

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭等への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭等の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口に配置すること。例えば、ひとり親家庭等への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。

なお、ひとり親家庭等の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメール等での双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。

イ 就業支援専門員の選定

就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や公共職業安定所において職業紹介、キャリア・コンサルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各

自治体において公正に選定すること。

ウ 就業支援専門員の兼務について

就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて、母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定員、生活保護の就労支援員や本事業の実施に係る職員等との兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

エ 就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③こどもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。

オ 支援の目標と方法

パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。

具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。

(ア) 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握

支援対象者からの申し出による相談に応じるだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。

(イ) 各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握した上で、それぞれの、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせることで支援を行うこと。

具体的な支援としては、ひとり親家庭等就業・自立支援事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。

その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。

(ウ) 継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。

就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォロー

一できるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。

カ 地域の関係機関などとの連携の強化

就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体等との情報交換等の密な連携に努めること。

特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。

また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うことも望ましい。

(3) 集中相談事業

ア 実施方針

支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。

このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、女性相談センターの職員、こども家庭センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。

イ 支援の目標と方法

集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口につなぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。

ウ 地域の関係機関などとの連携強化

集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。

(4) 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭等の相談内容に応じて弁護士や臨床心理士等の専門職種（以下「弁護士等」という。）からの助言、指導（以下「助言等」という。）を受けながら相談支援を行うことができるよう、弁護士等の配置や必要な時に弁護士等から適切な助言等を受けられる体制を整備する。

(5) 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員等が業務を行う上で、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務（以下「その他業務」という。）を実施するに当たり、母子・父子自立支援員等を補助する者を配置する。

補助職員配置支援を行うに当たっては、母子・父子自立支援員等が本来行う業務の代替職員として配置するものではなく、あくまで母子・父子自立支援員等の相談支援以外の業務に係る負担を軽減し、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、その他業務の補助を行うことを目的とする。

(6) 夜間・休日対応支援

平日の日中に就業等により相談支援を受けることができないひとり親家庭等の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭等が利用しやすい時間帯に相談支援を行う体制を整備する。

ア 夜間対応支援

平日の相談窓口開所時間外（夜間）に相談支援を行う。

イ 休日対応支援

休日に相談支援を行う。

夜間・休日対応支援を行うに当たっては、平日の相談対応を行う窓口の開所時間終了後や休日に、窓口を開所する、又は電話による相談対応等を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、各自治体の実情に応じて設定すること。

(7) 同行型支援

ひとり親家庭等が必要とする相談支援等を受けることができるよう、職員を配置し、相談窓口以外の場（行政機関や司法機関、医療機関等）へのひとり親家庭等の外出へ同行し、手続支援や見守り支援等を行うための体制を整備する。

同行型支援を行うに当たっては、ひとり親家庭等が実際に出向いて行う手続き等について、同行して支援を行うこと。また、ひとり親の自立に向け、継続的な見守りを行うこと。

(8) 相談関係職員研修支援事業

都道府県等においては、ひとり親家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員等を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保することとする。

(ア) 地域研修会の開催及び研修の受講促進

また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要のあるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができることとする。（イ合同検討会議の開催）

都道府県等は、これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。

ア 地域研修会の開催及び研修の受講促進

(ア) ひとり親家庭等が抱える多様で複合的な課題に対しては、福祉・医療・雇用・教育・法律等、多岐にわたる分野との連携が必要になることから、研修会の開催

に当たっては、相談援助技術の習得、関連施策の情報や知識の習得等、様々なテーマを設定することが有効である。

(イ) 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、ひとり親家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。

(ウ) 自治体の管内だけを単位とした研修会でなく、例えば、県域を越えた全国的・広域的な研修会や情報交換会も本事業により開催することができること。

(エ) 研修の受講促進としては、母子・父子自立支援員等が研修会等に参加する場合の旅費等の支援や、研修会等参加期間中の業務を代替する職員の配置等により、研修機会の確保に努めること。

イ 合同検討会議の開催

合同検討会議で検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。

(9) 母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや動画による研修ツール等の作成、インターネットを活用したWEB相談や相談対応時の情報閲覧を可能にする等、ひとり親家庭等に対する相談支援体制を強化し、母子・父子自立支援員等が個々の状態に応じて適切な支援を提供できる体制整備を図るものとする。

母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援については、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図ることを目的としたものであり、母子・父子自立支援員等の給与及び諸手当等は対象としない点に留意して実施すること。

(10) その他相談支援体制強化に資する先駆的な取組

(1) から(9)までのほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、事業計画について別に定めるところによりこども家庭庁に提出するものとし、事業終了後においては、取組の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところによりこども家庭庁に報告するものとする。

5 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

こ支家第●号

令和7年●月●日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

こども家庭庁支援局長

離婚前後家庭支援事業の実施について

標記について、別添のとおり「離婚前後家庭支援事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

本通知の施行に伴い、「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第198号こども家庭庁支援局長通知）は、廃止する。

離婚前後家庭支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供することにより、養育費の支払いや親子交流に関する取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭に対する各種支援に関する情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。事業の実施に当たっては、複数の自治体での共同実施も差し支えない。

なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと別居している親、寡婦及び子ども（以下「ひとり親家庭等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

(1) 事業内容

都道府県等は、次のア、イ、ウ（ア）～（キ）、エ（ア）～（カ）の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとするが、効果的なものとなるよう2つ以上の支援を組み合わせることが望ましい。

ア 相談員等の配置

（ア）相談員の配置

養育費の履行確保や親子交流の適切な実施のため、養育費や親子交流（以下「養育費等」という。）に関する知識を有する相談員を配置し、取決め等の手続に関する相談や情報提供などを行う。相談員の配置については、次の事項に留意すること。

- a 相談の実施にあたっては、電話、SNS、オンライン相談等、アクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うことが望ましい。
- b 養育費等の取決めを促進する観点から、養育費・親子交流相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、離婚前の者に対しても積極的に相談支援を行うこと。また、必要に応じて、相談者に対して法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。

- ひとり親家庭等は、就業支援活動や子育て・生活支援を必要としている者も多いことから、必要に応じて関係機関や母子・父子自立支援員等と密接な連携を図って実施すること。

(イ) 親子交流支援員の配置

ウ（キ）の親子交流支援を実施する場合に、事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置する。親子交流支援員は、親子交流の相談援助対応や家事調停に関する業務に従事した経験者を配置することが望ましい。

イ 親支援講座・情報提供

ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後におけるこどもの接し方、離婚手続、養育費の支払いや親子交流に関する取決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。また、親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。

なお、実施に当たっては次の点に留意する。

- (ア) 親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

- (イ) 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等に協力を依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことができる者を選任する。

- (ウ) 受講後は、受講者に対し、親支援講座を知ったきっかけや親支援講座の満足度などについてアンケート調査を行うことが望ましい。また、個別具体的な支援を必要としている参加者が個別に相談できる機会を確保しておくことが望ましい。

- (エ) ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施にあたっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。また、SNSの活用など、ひとり親家庭等が情報を入手しやすい環境整備を検討すること。

ウ 養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する事業

養育費等の履行確保等に資するものとして考えられる以下の（ア）から（キ）までの支援を、地域の実情に応じて実施する。

- (ア) 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別のヒアリングや情報提供、動画の作成などを行う。

- (イ) 戸籍・住民担当部局との連携強化

戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、離婚届の受取時に相談支援を行うほか、リーフレットや動画教材を作成して情報提供を行うなど、戸籍・住民担当部局とひとり親家庭支援担当部局と連携を図る。

(ウ) 養育費等の取決め等に関する弁護士等への相談に関する支援

自治体等の窓口等に弁護士や司法書士を配置し、養育費等に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

(エ) 養育費等の取決めに係る費用補助

a 公正証書等による債務名義の取得支援

公正証書等による債務名義を取得するための費用支援を行う。

b 戸籍謄本等の書類取得支援

家庭裁判所の調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得に係る費用支援を行う。

c 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用した調停に係る費用支援

裁判外紛争解決手続（ADR）やオンライン ADR（ODR）を利用した調停に係る費用支援を行う。

(オ) 養育費の履行確保に係る費用補助

a 養育費に係る保証契約における保証料支援

保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の費用支援を行う。

b 弁護士依頼支援

養育費の受取に係る弁護士費用の支援を行う。なお、支援の対象費用は、養育費の受取り開始後1年間分に限る。

(カ) 同行支援

ひとり親等が公証役場や家庭裁判所等、相談窓口以外の場に出向く際に同行し、手続支援や見守り支援を行う。

(キ) 親子交流支援

親子交流に係る事前相談や親子交流援助を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、こどもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

なお、支援にあたっては次の事項に留意すること。

① 支援の対象者

支援の対象者は以下の全ての要件を満たす者とする。

a 親子交流の取決めを行っており、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること

b 過去に本事業の対象となっていない者

② 事前相談の実施及び支援計画の作成

a 事業実施主体は、別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、親子交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、別紙の様式による親子交流支援計画書を作成すること。なお、その際は、こどもの意見・意向や生活状況等も勘案すること。

b 親子交流援助の実施は、こどもが18歳到達後の3月末までとする。実施頻度や支援期間は個別のケースに応じて支援する。

③ 親子交流援助の実施

a 親子交流支援員は、支援計画に基づき、親子交流当日にこどもを引き取り、

親子交流の相手方に引き渡したり、親子交流の場に付き添うなどの援助を行うこと。なお、父母間に親子交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付添いを不要とすることができる。

- b 親子交流支援員は、こどもの受渡しや付添いの際には、こどもの心情・意向に充分配慮した対応を行うこと。
- c 親子交流支援員は、こどもの付添いの際には、親子交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。
- d 父母が連絡を取り合うことが困難な場合には、父母に変わって双方に連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。
- e 親子交流の実施にあたっては、必要に応じ、可能な範囲において、場所の斡旋を行うこと。

④ その他

- a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費・親子交流相談支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。
- b 暴力行為やこどもに対する虐待行為を行うおそれのある者、こどもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、こども等の安全の確保に充分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。
- c 実施主体、親子交流支援員、その他本事業に従事する者は、本事業において知り得た個人情報漏えいすることがないように、その取扱いには十分注意するとともに、適切な管理を行うこと。

エ 状況やニーズに応じた支援

(ア) 離婚前後のカウンセリング支援

不安を抱えている相談者に対して、離婚後の生活を落ち着いて考えることができるよう心理的なケアをし、サポートするために心理支援担当者を配置し、心理面のアプローチも考慮した支援を行う。

心理支援担当者は、心理に関する専門資格を有するもの又はこれと同程度と認められる者とする。

(イ) 外国語に対応した支援

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対して、通訳を配置するほか、ICT機器等を活用するなどして、親支援講座や相談支援等を円滑に行う。

(ウ) 託児サービスの実施

未就園児を養育する父母であっても親支援講座の受講や相談が容易にできるよう託児サービスを行う。その実施にあたっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、こどもの数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c こどもに対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に充分配慮すること。

補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

(エ) 夜間、休日対応

平日の日中に就業等により相談支援を受けることができないひとり親家庭の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭が利用しやすい時間帯に、窓口を開所する、又は電話相談を行う。

(オ) SNS 等による相談対応

SNS 等を活用した文字情報等による相談、オンライン相談等、ひとり親家庭等がアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行う。

(カ) その他、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する先駆的な取組

アからエ（オ）までのほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、事業計画について別に定めるところによりこども家庭庁に提出するものとし、事業終了後においては、取組の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところによりこども家庭庁に報告するものとする。

5 留意事項

都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

また、受講者から具体的な支援に関する相談があった場合には、効果的・効率的な支援の実施のため、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取次ぎが可能となるよう、受講者から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。

6 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

親子交流支援計画書

| | | | |
|-----------------------------------|----------------|-------|-------------|
| 1 申込日 | (元号) 年 月 日 | | |
| 2 事前相談日 | (父) (元号) 年 月 日 | | |
| | (母) (元号) 年 月 日 | | |
| 3 申請者氏名 | | (父・母) | 子どもと(同居・別居) |
| 4 相手方氏名 | | (父・母) | 子どもと(同居・別居) |
| 5 親子交流を行う子ども | | | |
| 氏名 | (元号) | 年 月 日 | (歳) 男・女 |
| 氏名 | (元号) | 年 月 日 | (歳) 男・女 |
| 氏名 | (元号) | 年 月 日 | (歳) 男・女 |
| 6 援助内容 | | | |
| (1)親子交流の連絡調整(日時、場所、時間、方法などの調整を含む) | | | |
| (2)こどもの受渡し(援助内容(1)を含む) | | | |
| (3)親子交流の際の付添い(援助内容(1)(2)を含む) | | | |
| (備考) | | | |
| 7 援助条件 | | | |
| (備考) | | | |
| 8 支援員氏名 | | | |
| 9 支援経過 | | | |
| 日付 | 時間 | 内容 | 支援員氏名 |
| | | | |

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱</p> <p>第1～8 (略)</p> | <p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 貸付事業の実施主体</p> <p>高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付けは、次の（1）又は（2）のいずれかが行うものとする。</p> <p>（1）都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める者に委託して行う場合を含む。第14の1において同じ。以下「都道府県等」という。）</p> <p>（2）都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（都道府県知事又は指定都市市長が訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）</p> <p>第3 貸付対象</p> <p>1 訓練促進資金貸付の対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。</p> <p>2 住宅支援資金貸付の対象となる者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第4 貸付けの種類及び貸付額</p> <p>1 訓練促進資金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 住宅支援資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限7万円)とする。</p> | <p>対象とする。</p> <p>第4 貸付けの種類及び貸付額</p> <p>1 訓練促進資金</p> <p>(1) 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。</p> <p>(2) 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。</p> <p>2 住宅支援資金</p> <p>(1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。</p> <p>(2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限4万円)とする。</p> <p>第5 貸付方法及び利子</p> <p>1 訓練促進資金及び住宅支援資金は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 第2の(1)が実施主体である場合 都道府県知事又は指定都市市長</p> <p>(2) 第2の(2)が実施主体である場合 都道府県等が適当と認める団体の長</p> <p>2 訓練促進資金は、保証人を立てる場合、無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。</p> <p>3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。</p> <p>第6 保証人</p> <p>第5の2の保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12の規定による延滞利子を包含するものとする。</p> <p>ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。</p> <p>第7 貸付契約の解除</p> <p>1 都道府県知事、指定都市市長又は都道府県等が適当と認める団体の長(以下「都</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--------------|---|
| <p>第9 返還</p> | <p>道府県知事等」という。)は、貸付契約の相手方(以下「貸付けを受けている者」という。)が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。</p> <p>2 都道府県知事等は、貸付けを受けている者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。</p> <p>第8 返還の債務の当然免除</p> <p>1 訓練促進資金 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。</p> <p>なお、都道府県等の判断により、返還の債務を免除又は猶予する要件に、業務に従事する区域に制限を設けないこととしても、差し支えない。</p> <p>(2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 住宅支援資金 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。</p> <p>(2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>第9 返還</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>1 (略)</p> <p>2 住宅支援資金 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合 <u>(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)</u> には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>(1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。 (2) 貸付終了後1年が経過したとき。 (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。</p> <p>第10～15 (略)</p> | <p>1 訓練促進資金 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。 (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。 (3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。 (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。</p> <p>2 住宅支援資金 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>(1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。 (2) 貸付終了後1年が経過したとき。 (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。</p> <p>第10 返還の債務の履行猶予</p> <p>1 当然猶予 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。 (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。</p> <p>2 裁量猶予 (1) 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p> する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。 ア 第8の1に規定する業務に従事しているとき。 イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。 </p> <p> (2) 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。 ア 第8の2(1)に定める就業期間中であるとき。 イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。 </p> <p> 第11 返還の債務の裁量免除 1 訓練促進資金 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。 (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部 (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部 (3) 第8の1に規定する業務に従事したとき 返還の債務の額の一部 2 住宅支援資金 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。 (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部 (2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部 </p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p>第12 延滞利子 都道府県知事等は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。</p> <p>ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。</p> <p>第13 国の財政措置 国は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる金額を都道府県等に補助するものとする。</p> <p>(1) 第2の(1)が実施主体である場合 都道府県等が訓練促進資金及び住宅支援資金として支出する金額(当該年度の前年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の額に相当する金額を除く。)の10分の9以内の額</p> <p>(2) 第2の(2)が実施主体である場合 都道府県等が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用の10分の9相当額</p> <p>第14 会計経理 1 都道府県等又は都道府県が適当と認める団体は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。</p> <p>なお、都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合にあってはこの事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。</p> <p>ただし、当該団体が社会福祉法人の場合にあっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。</p> <p>2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p>(1) 第2の(1)が実施主体である場合 各年度において貸し付ける訓練促進資金及び住宅支援資金の額が、当該年度の前年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の額に満たない場合、都道府県等にあつてはその満たない額の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県等から委託を受けた民間団体にあつてはその満たない額に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等はその返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。</p> <p>(2) 第2の(2)が実施主体である場合 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第2の(1)が実施主体である場合 都道府県等にあつては、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県等から委託を受けた者にあつては、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は毎年度その返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。</p> <p>(2) 第2の(2)が実施主体である場合 事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の10分の9に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は、その全額を国庫に返還するものとする。</p> <p>第15 借受人等の責務</p> <p>1 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。</p> <p>2 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者及び保証人は、貸付けの実施主体から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。</p> |